

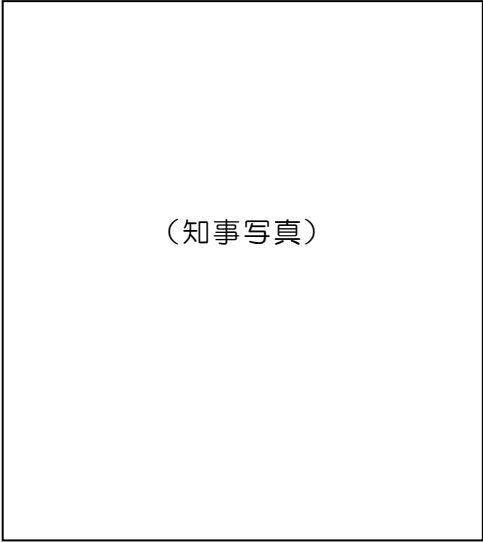
群馬県食育推進計画（第4次）

ぐんま食育こころプラン
(案)

令和3年3月
群 馬 県

知事からのメッセージ

県民の心身の健康を支え、
健康寿命延伸と幸せにつな
がる食育の推進を目指して



(知事写真)

〇〇〇
〇〇
〇〇〇
〇〇〇
〇〇〇
〇〇〇
〇〇〇
〇〇〇
〇〇〇
〇〇〇
〇〇〇
〇〇〇
〇〇〇
〇〇〇
〇〇〇

令和●年●月

群馬県知事 **山本一太**

目 次

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画の位置付け	2
第 3 節	計画の期間	3
第 4 節	策定の方針と推進体制	4

第 2 章 食をめぐる現状と課題

第 1 節	保健医療を取り巻く社会環境の変化	7
第 2 節	食育への関心度と実践状況	14
第 3 節	世代別の食の現状	18
第 4 節	食の安全性に関する現状	21
第 5 節	食を取り巻く様々な現状	23
第 6 節	これまでの計画の取組状況	26
第 7 節	今後取り組むべき課題	28

第 3 章 群馬県が目指す食育の方向

第 1 節	基本理念	29
第 2 節	計画の目標	30
第 3 節	基本方針	31
第 4 節	施策展開のテーマと施策体系	32

第 4 章 各施策における主な取組

第 1 節	家庭における食育	34
第 2 節	学校・幼稚園・保育所・認定こども園における食育	36
第 3 節	地域における食育	39
第 4 節	生産者と消費者との交流・環境と調和のとれた農業の活性化	44
第 5 節	食文化の継承のための活動	47
第 6 節	食品の安全性、栄養・食生活に関する調査、研究、情報提供	49
第 7 節	食育推進運動の展開と社会環境づくり	52

第 5 章 数値目標・事業指標

第 1 節	数値目標設定の考え方	55
第 2 節	食育の推進に当たっての具体的な目標	55

参考資料

資料 1	〇〇
資料 2	〇〇
資料 3	〇〇

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

食育基本法は、近年の我が国の食をめぐる状況の変化に伴い、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」（食育基本法第1条）ことを目的として、平成17年6月に制定されました。同法では、食育に関し基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現を目指しています。

群馬県では、同法に基づき策定した群馬県食育推進計画「ぐんま食育こころプラン」（2006年～2010年）に始まり、第2次（2011年～2015年）、第3次（2016年～2020年）と15年にわたり、市町村、関係機関・団体等、多様な関係者ととともに食育を推進してきました。

その結果、全ての市町村において食育推進計画に基づく食育が推進され、食品の安全等に関する県民意識調査（平成30年度）の結果では、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合や栄養成分表示の見方を知っている人の割合等が増加しました。また、学校や保育所等においても指針や計画の策定が進み、食育に関する取組が着実に進んでいます。

一方で、若い世代では、朝食の欠食や主食・主菜・副菜を揃えて食べる頻度、郷土料理や伝統料理の認知度、自ら食事を調理する頻度がいずれも低い等の課題が依然として見受けられます。

また、平均寿命の伸びから、人生100年時代を迎えようとする今、安心の基盤は「健康」であり、健康寿命を延伸することが求められており、乳幼児期を含む子どもから若い世代、高齢者に至るまで、生涯を通じて県民一人一人が、栄養バランスに配慮した食事を習慣的に摂取し、健康で幸せにつながる食生活を実践していくことが重要です。

さらに、単独世帯が増加し、また新型コロナウイルス感染拡大により家庭の状況や生活が多様化する中、誰一人取り残すことなく食育の機会を広く届けられるよう、市町村を始め民間企業や団体など多様な関係者との連携がますます必要となっています。

そこで、これまでの食育の推進の成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえ、食に関する様々な活動を通して、県民の健全な食生活の実現、豊かな食文化の継承・発展、環境に配慮した食育を一層推進することを目指し、県、市町村、関係機関・団体等、地域全体が連携を図り、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とする新たな群馬県食育推進計画（第4次）「ぐんま食育こころプラン」を策定します。

《食育とは》

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること（食育基本法前文より）

第2節 計画の位置付け

■法的根拠

食育基本法（平成17年7月15日施行）第17条第1項で規定する都道府県食育推進計画とします。

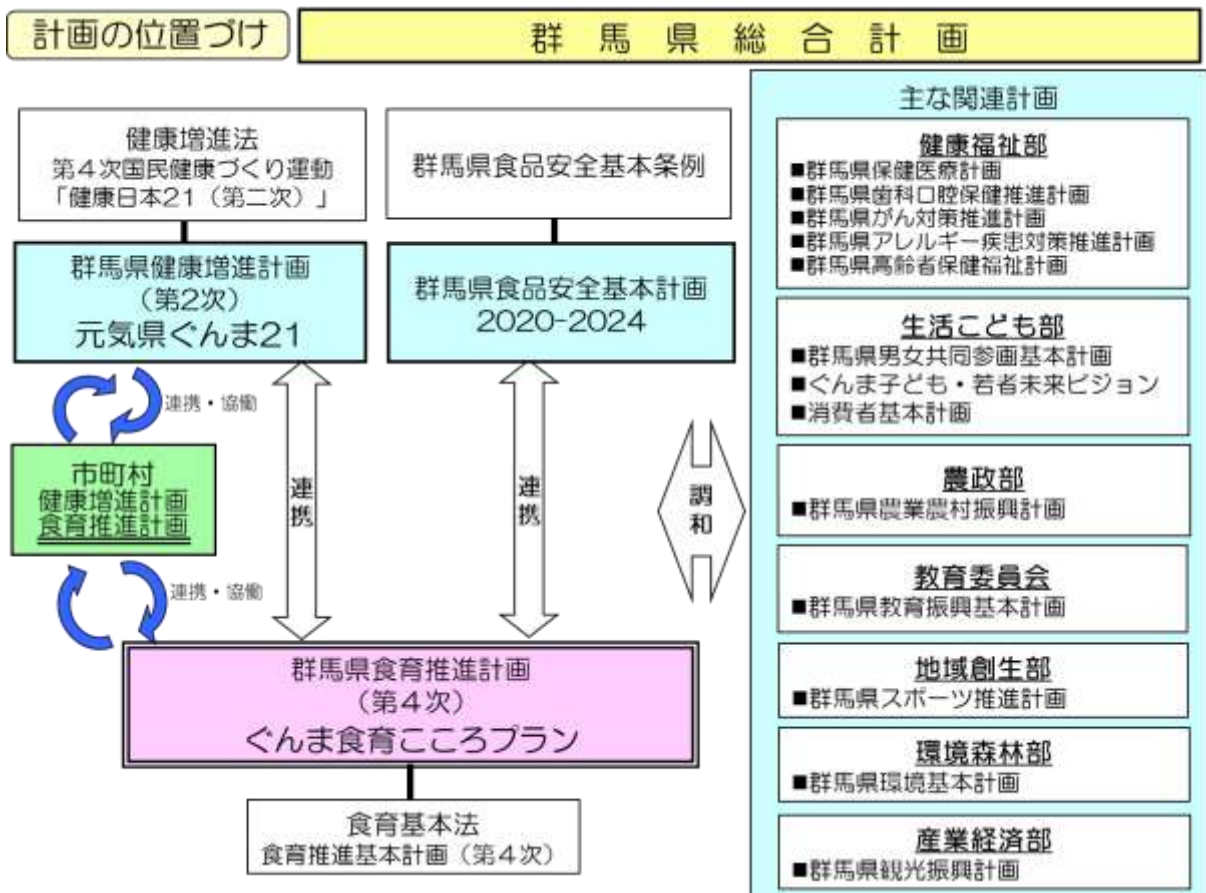
■計画体系

「群馬県総合計画」を最上位計画として、健康分野における最上位計画である「群馬県健康増進計画（元気県ぐんま21）」及び食品衛生分野の最上位計画である「群馬県食品安全基本計画」の個別基本計画に位置付けます。

また、本県の食育に関連する諸計画との整合性を図ります。

■県民視点

食育は、家庭、学校、職域、地域等において力強く推進されることが求められていますが、その実践に当たっては、県民一人一人の共感と自発的な意思に基づくことが必要であることから、県民の視点を大切にしたい計画とします。



第3節 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年とします。

なお、期間中に社会情勢や推進体制、関連する諸計画等に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

第4節 策定の方針と推進体制

■PDCAの視点を活かす

平成30年度に県民意識調査、令和元年度に大学生の食に関する実態・意識調査等を実施し、県民の食育に関する意識や食を取り巻く現状と課題の分析を行いました。

また、第3次計画の進捗状況・最終評価に基づき、これまでの取組の成果を検証しました。

これらの結果とともに、県民の健康や食をめぐる現状と諸問題、国の施策の動向等を踏まえ、第4次計画を策定します。

■市町村への支援につなげる

県民により身近な食育の実践の場である市町村における食育推進の現状を把握し、市町村の食育推進を支援する計画として推進します。

■地域や分野のつながりと広がりを重視する

少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで県民が将来への希望を描き、健康と幸福感を大切にする「心」を持ちつづけるために、「食」による地域のつながりを一層広げ、幅広い分野とのつながりと広がりを大切にしたい計画とします。

■持続可能な開発目標（SDGs※）を推進する

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性*のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、2030年までに達成する国連目標として、2015年9月国連サミットで採択されました。17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）が設定されており、全ての国が取り組むべきものとされています。

また、日本では「SDGsアクションプラン2020」の中で、8つの優先課題の1つである「あらゆる人々が活躍する社会の実現」の主な取組として、「食育の推進」を位置付けています。

そこで、本県の第4次食育推進計画では、持続可能な未来のために、特に「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任つかう責任」等の目標達成に資する施策を推進していきます。

※SDGs：Sustainable Development Goalsの略称

*包摂性（ほうせつせい）：一定の範囲の中に包み込むこと

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標

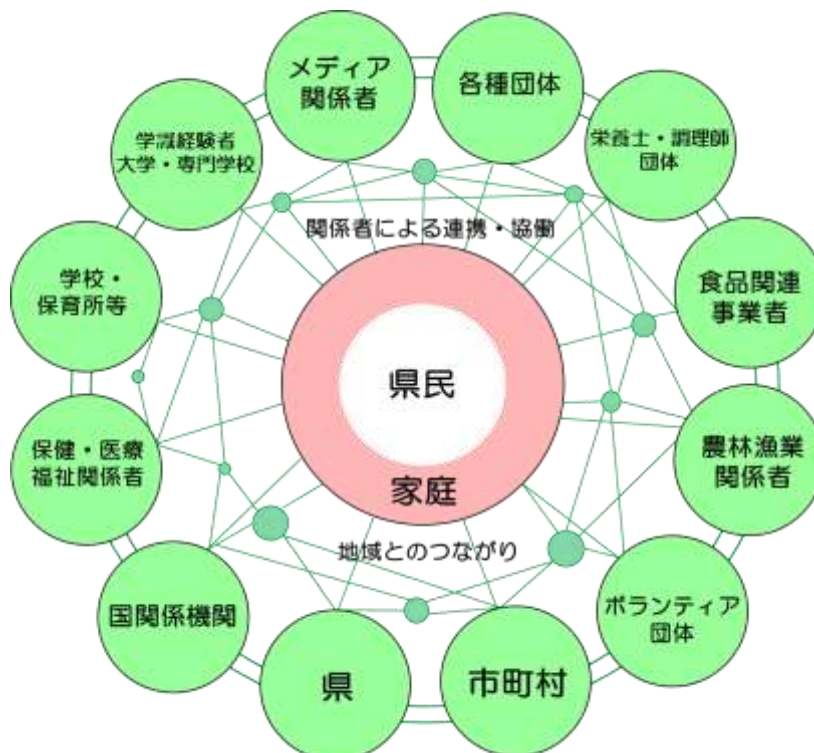


■ 推進体制

食育の推進に当たっては、県民一人一人が食育の必要性等を理解し、実践し、継続することが重要です。

そのため、県では、健康づくり対策の推進を図るために組織されている「元気県ぐんま21推進会議」を核とし、庁内関係部局と連携、協働して効果的な食育施策の推進及び評価検証を行います。

また、各関係機関及び食育に関係する各種団体の代表者等で構成する「群馬県食育推進会議」、地域においては「地域食育推進ネットワーク会議」等を通じて、多様な関係者との連携を図り、総合的かつ効果的に施策を展開します。



第2章 食をめぐる現状と課題

「食」は命の源であり、私たち人間が生きていくためには「食」が欠かせません。また、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で幸せな暮らしの実現に大きく寄与するものです。

しかし、急速な経済発展に伴い、生活水準が向上するとともに、食をめぐる社会環境が大きく変化する中で、食生活のあり方も多様化しています。

このような中、核家族化の進展や地域社会の弱体化などにより、食の大切さに対する意識が希薄化するとともに、健全な食生活や古くから地域で育まれてきた多彩な食文化が失われつつあることが危惧されています。

県民の健康面においては、食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養等の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れ、これらに起因する肥満や生活習慣病、過度の痩身や低栄養等の問題も指摘されています。

また、食に関する情報が氾濫し、情報の受け手である県民が、食に関する正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられます。食の安全性の確保と共に、県民の食に対する正しい理解を一層促進する必要があります。

さらに、食べ残しや食品廃棄等の食品ロスの問題は、見直すべき課題となっており、食料の生産から消費は、安全で持続可能な状態で行われることが重要です。食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まる取組を通して、食料問題を検討していく視点も求められています。

<計画策定にあたり参考とした調査の概要>

■「平成30年度食品の安全等に関する県民意識調査」

1 目的

食の安全・食育等に関する県民意識を的確に把握し、「群馬県食品安全基本計画」及び「群馬県食育推進計画」の評価及び次期計画の策定等の基礎資料とすることを目的に実施しました。

2 対象者及び回収状況

	対象者	回収	(回収率)
一般県民（18歳以上の男女）	2,000人	1,016人	(50.8%)

3 期間

アンケート調査 平成30年8月～9月

■「平成 28 年度群馬県民健康・栄養調査」

1 目的

県民の食物摂取状況や生活習慣状況の実態を明らかにし、県民の健康づくり対策の基礎資料とするとともに、健康増進計画「元気県ぐんま21（第2次）」等の健康増進施策や栄養改善対策などの企画・評価に活用することを目的に実施しました。

2 対象者及び調査実施人数

平成 28 年国民健康・栄養調査の対象として抽出された 10 地区及び平成 22 年国勢調査の一般調査区から層化無作為抽出した 4 地区の合計 14 地区内の世帯で、平成 28 年 11 月 1 日現在で満 1 歳以上の方を対象としました。

県内 14 地区 456 世帯 1,018 人（男性 486 人・女性 532 人）

3 期間

栄養摂取状況調査 平成 28 年 10～11 月中の任意に定めた 1 日間

身体状況調査・生活習慣調査 平成 28 年 10～11 月中

■「幼稚園・保育所・認定こども園における食育の取組に関する調査」

1 目的

幼稚園、保育所（園）、認定こども園における食育の取組状況を把握し、「群馬県食育推進計画」の評価及び次期計画策定の参考とすることを目的に実施しました。

2 対象者及び回収状況

	対象者	回収	（回収率）
幼稚園	113	96	（96.0%）
保育所（園）	295	278	（93.3%）
認定こども園	206	199	（96.6%）

3 期間

アンケート調査 平成 30 年 6 月～7 月

■「令和元年度大学生の食に関する実態・意識調査」

1 目的

若い世代の代表である県内の大学生等の食生活に関する実態を把握するとともに、「食育」に関する意識を調査・分析することにより、今後の若い世代への食育支援推進のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

2 対象及び客体、サンプル数

県内大学（4 年制大学 16 校、短期大学 8 校、以下「対象校」という。）に在籍する学生を調査の客体としました（1,530 人）。対象校別の客体数については、調査対象の分野別、学年別、性別に偏りがないよう調整しました。

回収数 1,233 人（回収率 80.6%）、有効回答数 1,231 人（有効回答率 80.5%）

3 期間

令和元年 9 月～10 月末日までの期間中に各対象校で任意に定めて実施

第1節 保健医療を取り巻く社会環境の変化

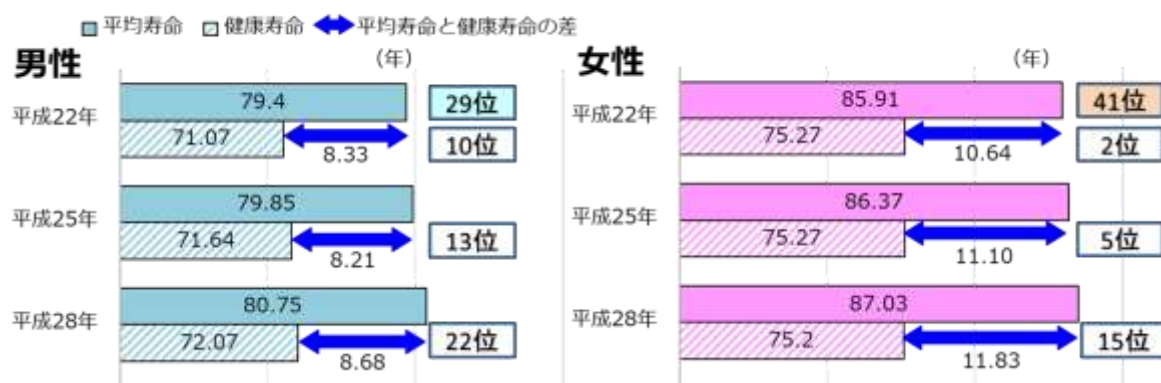
1 平均寿命と健康寿命

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義され、国が行う国民生活基礎調査における質問に対し、「健康上の問題がない（健康な状態である）」と回答した人のデータ等から算出されています。国では、平成28年（2016年）を起点として令和22年（2040年）までに男女ともに健康寿命を3年以上延伸し、75歳以上となることを目指しています。

平成28年（2016年）の本県の平均寿命は、男性が80.75年、女性が87.03年です。一方、健康寿命は、男性が72.07年、女性が75.20年で、平成25年（2013年）と比較すると男女とも平均寿命との差（不健康な期間）が広がっています。

この差を短縮することで、医療費や介護給付費の適正化を図り、社会保障制度を持続可能なものとするのが期待できます。そのためには、高齢化が進展する中で、健康寿命の伸びが平均寿命の伸びを上回ることが必要です。

県民の平均寿命と健康寿命



資料：厚生労働省「2010年都道府県別生命表」、群馬県「2013年、2016年県簡易生命表」
厚生労働省「日常生活に制限のない期間（平均）」

2 人口の推移と将来推計

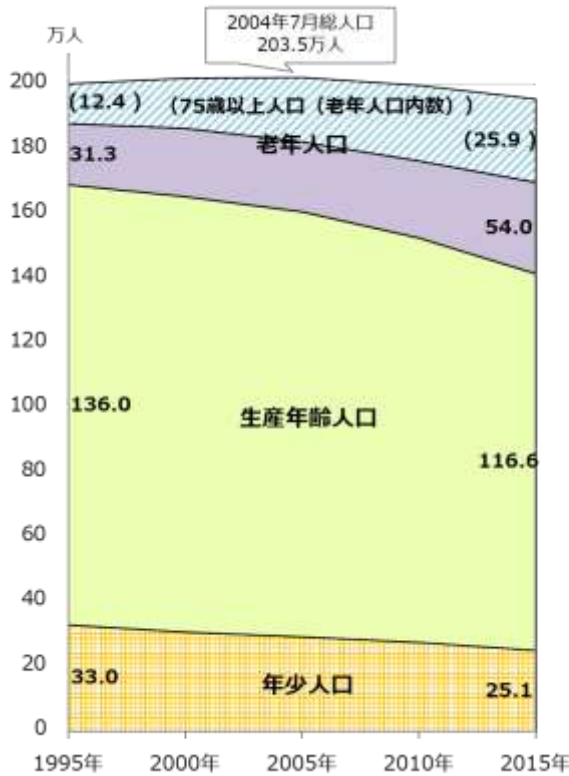
本県の人口は、平成16年（2004年）7月の203万5千人をピークに減少し続けています。

年少人口（0～14歳）や現役世代（15～64歳の生産年齢人口）が減少する一方で、老年人口（65歳以上人口）は2040年まで増加し、今後も高齢化が進展すると予測されます。

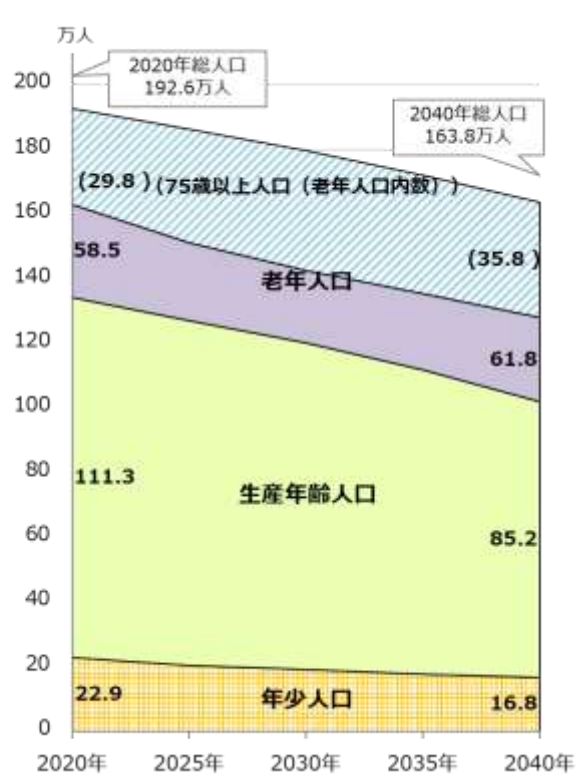
群馬県の将来推計人口2019年～2029年（群馬県統計課）によると、県人口の構成割合は、令和11年（2029年）には年少人口10.5%、生産年齢人口56.7%、老年人口（65歳以上）32.8%となることが予想されています。

人口減少・少子高齢化に伴う労働力の不足が想定される中で、農業や食料が将来にわたって持続可能となることが重要です。

年齢区分別人口推移



年齢区分別将来推計人口



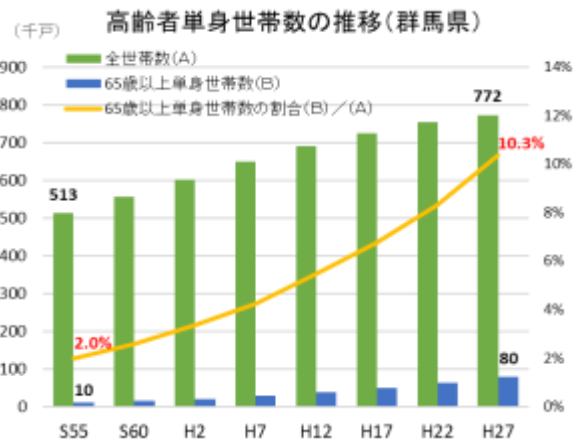
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

3 家族形態の多様化

少子高齢化の進展や生活環境の変化に伴い、核家族化の進行、共働きや単身世帯の増加等、家族形態が多様化しています。

本県の世帯数は増加していますが、その内訳は核家族世帯と単身世帯（一人暮らし世帯）の増加によるものです。また、単身世帯のうち、ひとり暮らし高齢者世帯が増加しており、全世帯の10.3%となっています。

このような状況の中、食育を推進する上での家庭における役割や食文化の継承等が希薄化していることがうかがえます。



資料：総務省統計局「平成27年国勢調査」

4 生活習慣病に関連する死亡と医療費の現状

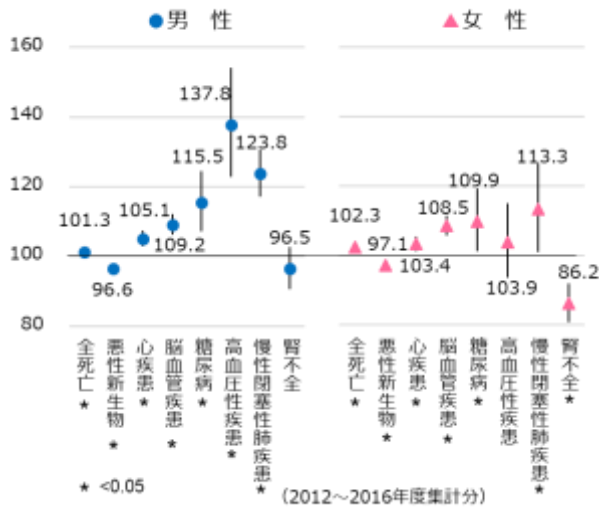
本県の生活習慣病関連の標準化死亡比（SMR）を見ると、全国と比較して大きい傾向です。特に、男女とも心疾患、脳血管疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患で死亡が多くなっています。

生活習慣病が原因で死亡する割合は、全年齢で54.9%であり、そのうち悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が9割を占めています。特に心疾患、脳血管疾患による死亡が40歳代から急増していることが課題であり、若い世代から健康的な生活習慣を実践する必要があります。

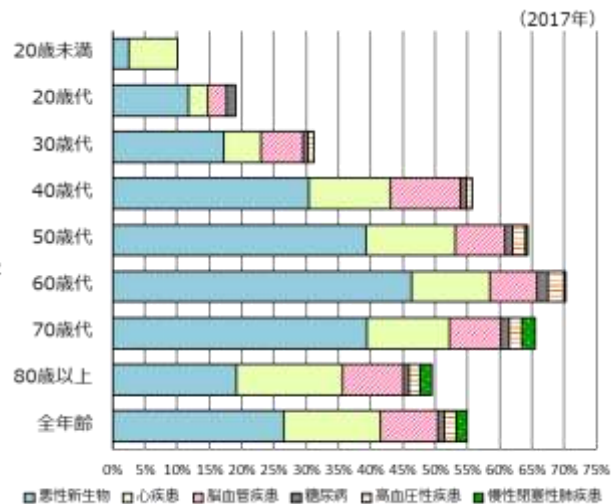
疾病別医療費の状況を見ると、生活習慣病関連の疾病で全国より高い傾向にあり、年齢階級別に見ても全ての年代で高い状況です。一人当たりの医療費は、高血圧が高く、年代とともに増加しています。また、糖尿病や虚血性心疾患においては、特に男性で40～50歳代から増加しています。

生活習慣病関連の標準化死亡比（SMR）

全国=100（100より大きい場合は全国よりも死者数が多いことを意味する）



死亡総数に占める生活習慣病による死亡割合



疾病別医療費（2017年度）

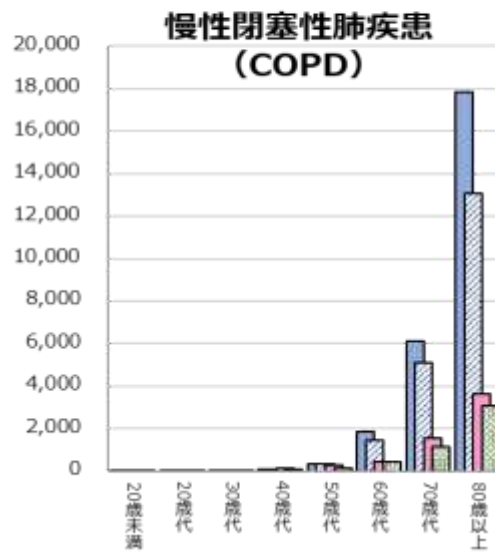
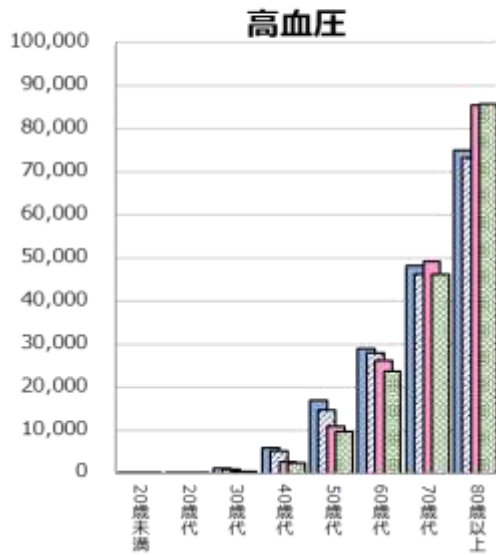
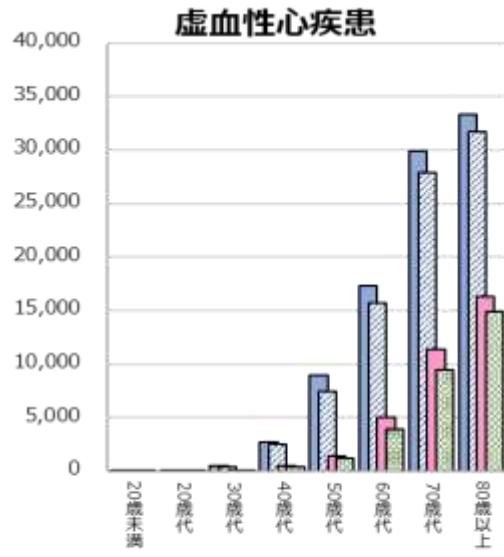
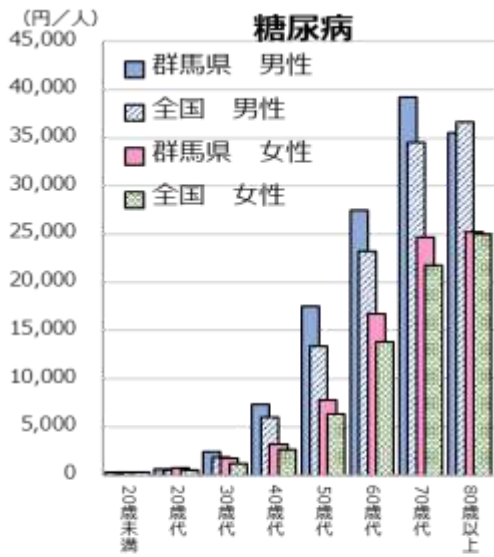
	標準化医療費 (全国=100)		医療費 (百万円)
	男性	女性	
糖尿病	115.5	113.2	23,464
高血圧性疾患	105.5	104.5	37,359
虚血性心疾患	109.1	116.4	13,248
脳内出血	99.5	99.4	5,832
脳梗塞	106.0	105.3	16,653
慢性閉塞性肺疾患(COPD)	126.9	121.9	2,753
腎不全	108.2	105.6	22,671

資料：NDB

年齢階級別生活習慣病関連医療費 (入院+入院外)



年代別一人当たり医療費（2017年）



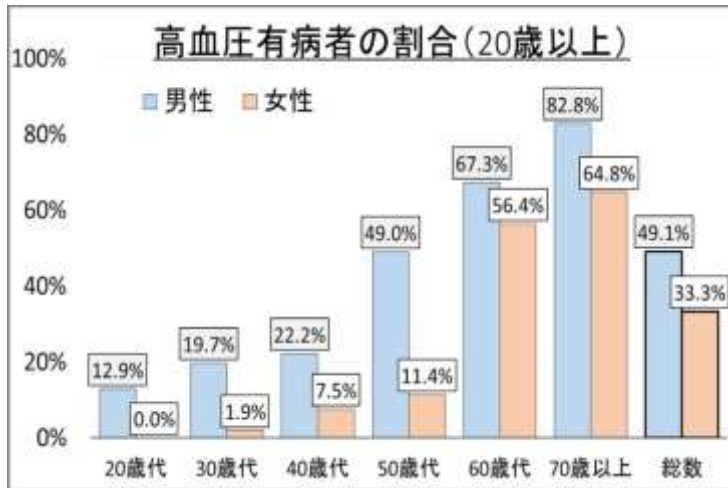
資料：NDB

5 健康状態と食物（栄養）の摂取状況

(1) 血圧の状況

本県の医療費の現状から、優先すべきリスクファクター（危険因子）であると考えられる高血圧症有病者の割合は、平成 28 年度県民健康・栄養調査の結果によると全体では男性 49.1%、女性 33.3%で、50 歳以上で増加傾向にあります。

高血圧は、脳血管疾患や心疾患を含む循環器疾患の危険因子であり、高血圧の改善及び予防対策が必要です。



資料：「平成 28 年度県民健康・栄養調査」

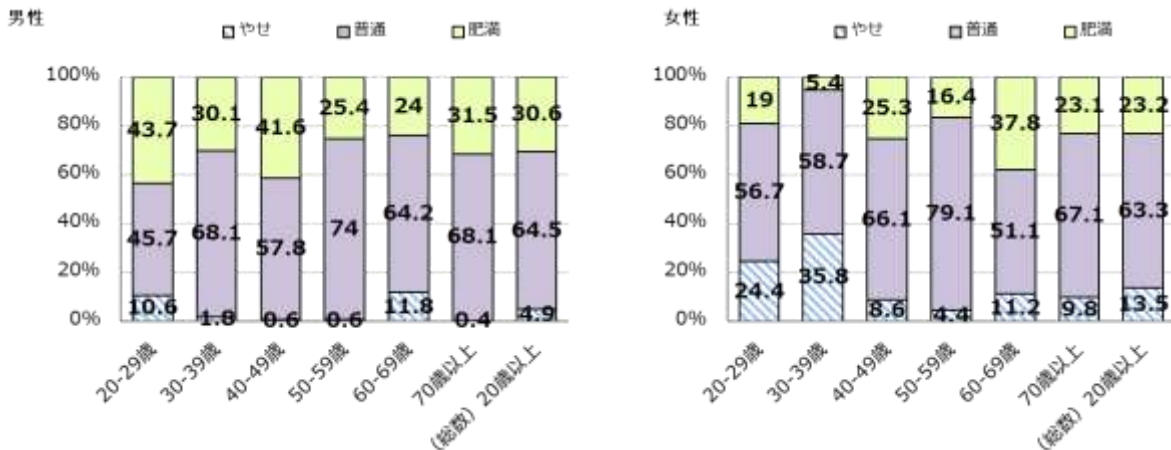
(2) 肥満及びやせの状態（BMI 判定の状況）

平成 28 年度県民健康・栄養調査の結果によると、肥満（BMI25 以上）の割合は、全体では 20 歳代の男性が 43.7%、40 歳代の男性が 41.6%と高くなっています。

やせ（BMI18.5 未満）の割合は、30 歳代の女性が 35.8%、20 歳代の女性が 24.4%と高くなっています。また、60 歳代の男性、60 歳以上の女性では、約 10%がやせであり、低栄養状態にある可能性が考えられます。

体重は生活習慣病や健康状態と関連があります。世代や性別により過栄養と低栄養の問題が異なる中、ライフステージを通して、適正体重を維持することが重要となります。

BMI 判定による肥満とやせの状況（性・年齢別）



資料：「平成 28 年度県民健康・栄養調査」

(3) 食塩摂取量

食塩摂取量は、昭和 60 年から平成 28 年までに 1 人 1 日当たり平均値で 5.8 g 減少し、9.9 g（男性 10.7 g・女性 9.4 g）となりましたが、群馬県健康増進計画「元気県ぐんま 2 1（第 2 次）」の目標量の 8g を上回っています。

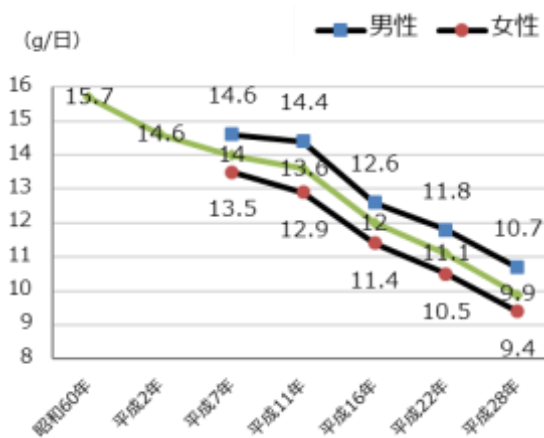
年代別の 1 人 1 日当たり食塩摂取量の平均値は、男女とも 60 歳代が最も高く、男性 11.5g、女性 9.8g でした。

また、令和元年 12 月に公表された日本人の食事摂取基準（2020 年版）では、食塩相当量※の目標量は、成人男性 7.5g/日未満、成人女性 6.5g/日未満としています。

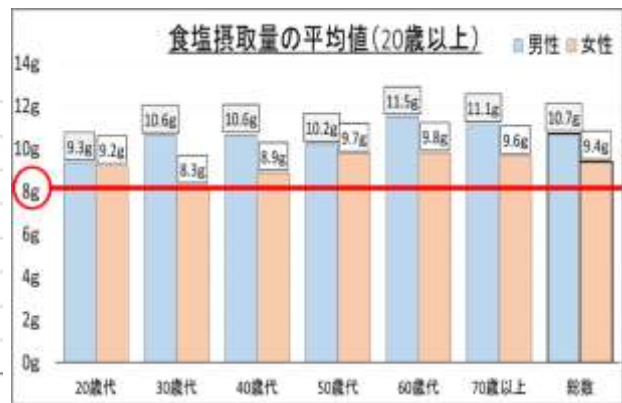
「だし」を上手に利用する等、日本型の食事の特長を保ちつつ、高血圧の改善及び予防の観点から、食塩摂取量を減少させるため更なる取組が必要です。

※食塩相当量(g) = ナトリウム(g) × 58.5/23 = ナトリウム(g) × 2.54

1 人 1 日当たりの食塩摂取量の推移



1 人 1 日当たりの食塩摂取量の状況（年代別）



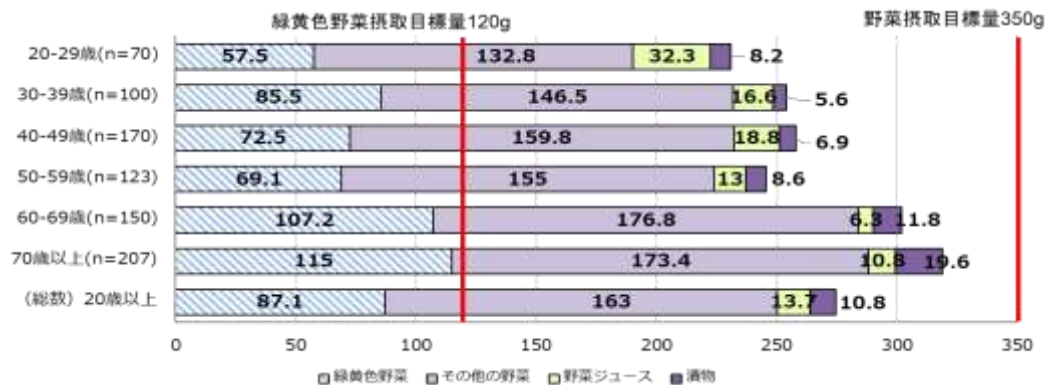
資料：「平成 28 年度県民健康・栄養調査」

(4) 野菜の摂取量

野菜の平均摂取量は、20 歳以上で 1 人 1 日当たり 274.5 g であり、全ての年代で群馬県健康増進計画「元気県ぐんま 2 1（第 2 次）」の 1 日の目標摂取量である 350 g を下回っていました。野菜 1 皿を 70g とした場合、1 日に 5 皿以上の野菜を摂取する必要があります。あと 1 皿分不足しています。

生活習慣病予防に有効とされる、カリウム、ビタミン、食物繊維等の適量摂取に向け、野菜摂取量を 1 皿分（70 g）増加させるための取組が引き続き必要です。

野菜の摂取量（年代別）



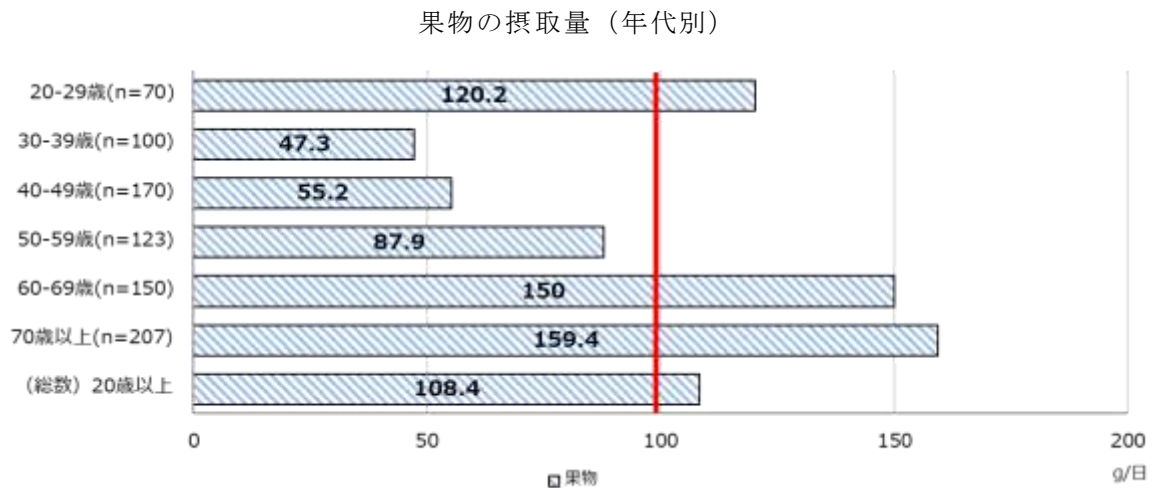
資料：「平成 28 年度県民健康・栄養調査」

(5) 果物の摂取量

果物の平均摂取量は、20歳以上で1人1日あたり108.4gでした。年代別に見ると、30歳代、40歳代、50歳代では平均摂取量の100gより少ない傾向にありました。

果物は、ビタミンやミネラル、食物繊維の含有量が多い食物です。がん予防の観点からも、果物の摂取が推奨されていますが、摂取量が多すぎると血中中性脂肪や体重の増加を来す可能性があるため、適量の摂取が必要です。

本県は、四季を通して豊富な野菜や果物が生産されていることから、地産地消の推進と併せて、適切な摂取を推進する取組が必要です。



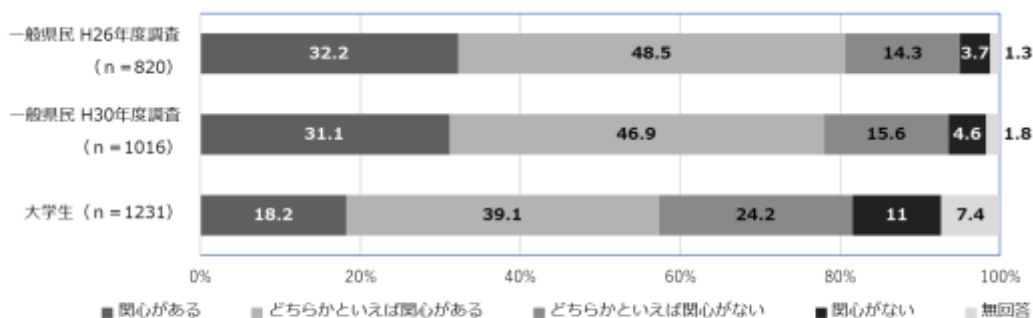
資料：「平成 28 年度県民健康・栄養調査」

第2節 食育への関心度と実践状況

1 食育への関心度

「食育の関心度」（「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計値）は、一般県民が78.0%で、前回の調査と変化がありませんでした。一方、大学生の食育の関心度は57.3%と低く、若い世代から食育への関心を高める必要があります。

食育の関心度（一般県民・大学生）

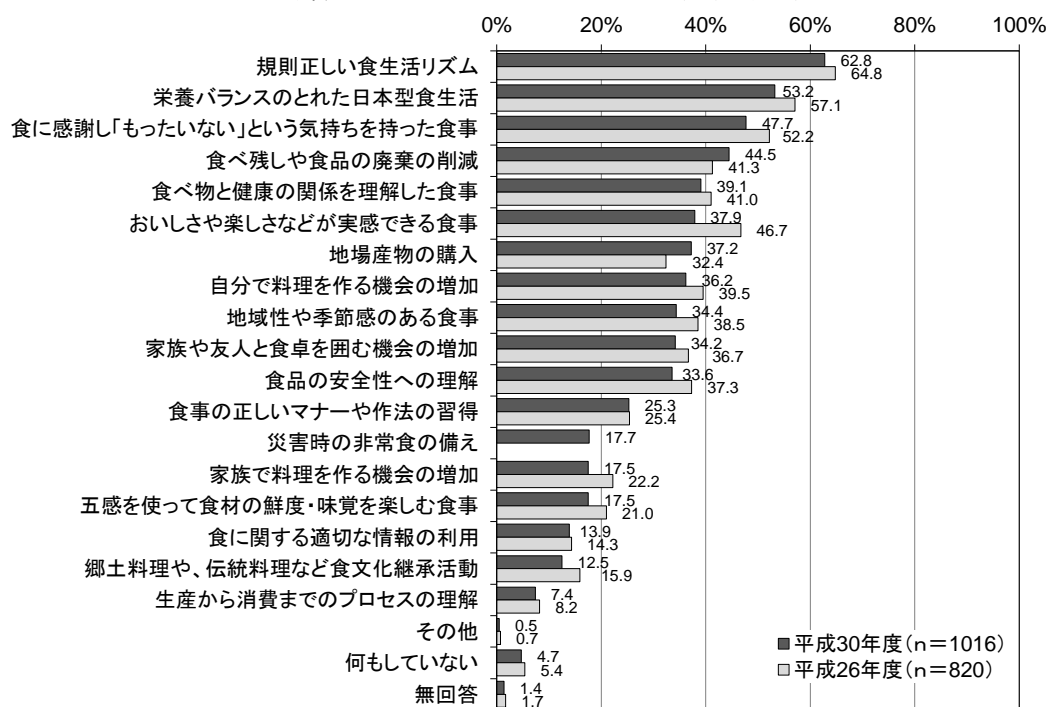


資料：「平成26年度・30年度食品の安全等に関する県民意識調査」
「令和元年度大学生の食に関する実態・意識調査」

2 食育に関連する事項の実践状況

食育に関連する事項の実践状況は、「規則正しい食生活リズム」や「栄養バランスのとれた日本型食生活」「食に感謝し「もったいない」という気持ちを持った食事」が多く見られました。前回調査とほぼ同様の傾向となりましたが、「地場産物の購入」は、前回より4.8ポイント増加しています。「生産から消費までのプロセスの理解」や「食文化の継承活動」などは依然として実践割合が低く、農業等の体験活動を通じた実践的な食育活動が必要です。

食育について実践していること（一般県民）



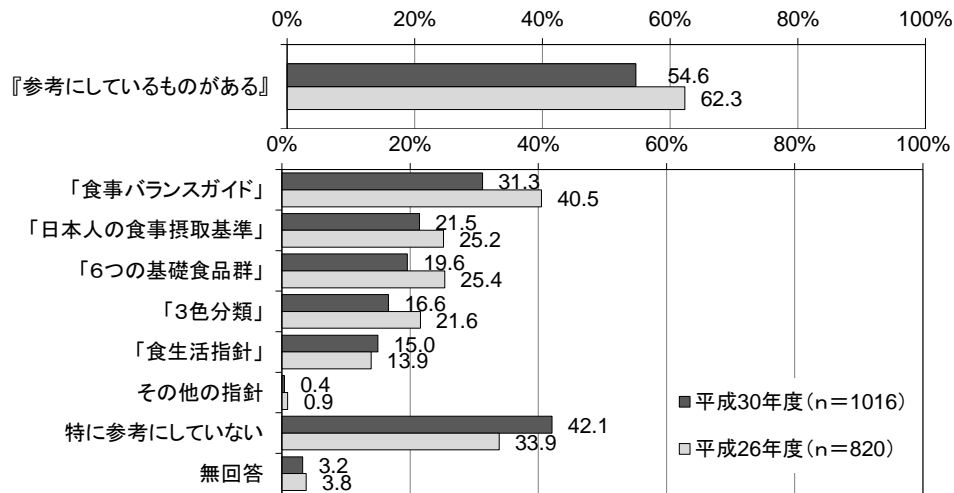
資料：「平成26年度・30年度食品の安全等に関する県民意識調査」

3 食生活の参考にしている指針

日頃の健全な食生活を実践するために何らかの指針を参考にしている人の割合は54.6%で、指針の活用は十分とはいえないことがうかがえます。

食塩摂取量の減少、野菜や果物の摂取量の増加を推進するためにも、具体的な食事や食品をどのように組み合わせて食べるか等、指針の活用を普及することが必要です。

健全な食生活を実践するため参考にしている指針等（一般県民）



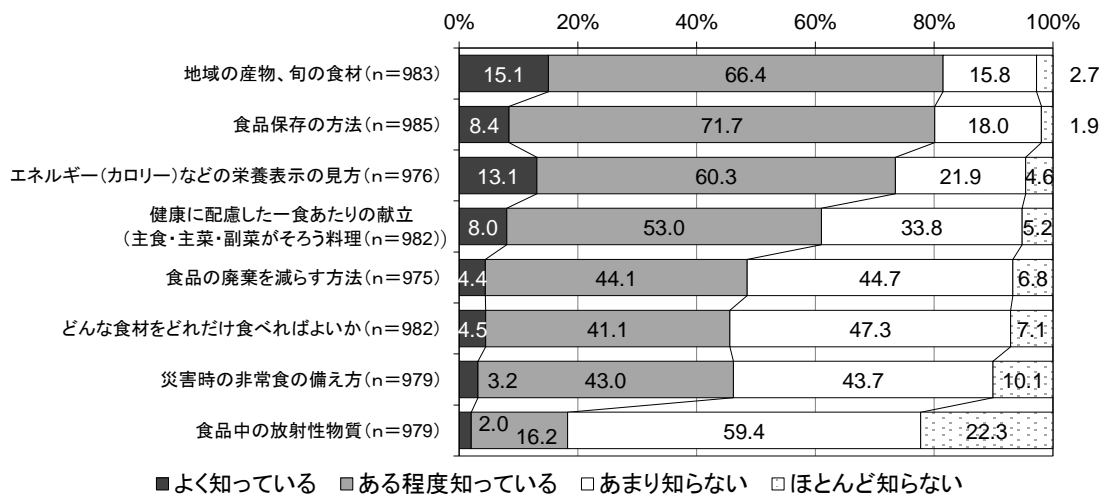
資料：「平成26年度・30年度食品の安全等に関する県民意識調査」

4 食に関する事項の認知度

食に関する各項目について、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『認知度』は、「地域の産物、旬の食材」が81.5%、「食品保存の方法」が80.1%で高い傾向でした。

一方、「あまり知らない」と「ほとんど知らない」を合わせた『知らない』とした人の割合は、「どんな食材をどれだけ食べればよいか」が54.4%、「災害時の非常食の備え方」が53.8%、「食品の廃棄を減らす方法」が51.5%でした。上記の「食生活の参考にしている指針」の活用、食品を無駄なく料理する知識・技術、災害時の栄養・食生活に関する知識・技術等の普及が必要です。

食に関する事項の認知度（一般県民）



資料：「平成30年度食品の安全等に関する県民意識調査」

5 家族や友人と一緒に食事をする「共食」の頻度と考え方

家族や友人と一緒に食事をする「共食」の頻度が「ほとんど毎日」の人は、一般県民では朝食で49.2%、夕食で62.8%でしたが、大学生では朝食で15%、夕食で28.5%と低い傾向でした。

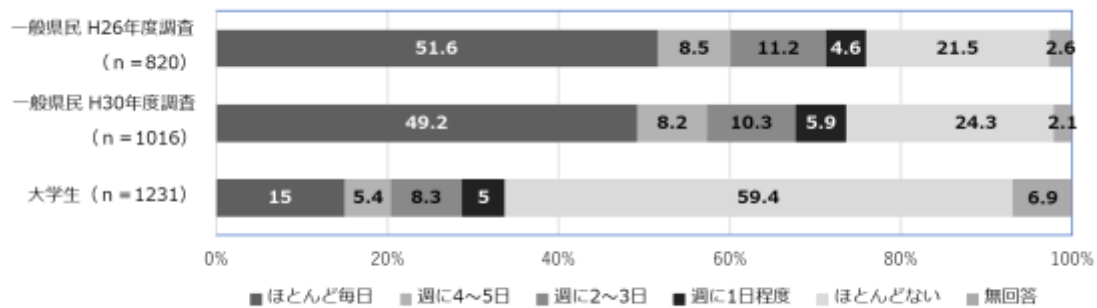
また、1週間当たりの平均「共食」回数は、朝食4.2回、夕食5.3回、合計値は9.6回で、前回と比較して大きな変化はありませんでした。

「共食」は、バランスの良い食事の摂取や規則正しい生活リズムと関係していると言われています。また、「共食」の回数が多い人は、ストレスがない人や自分が健康だと感じている人が多いという調査報告もあります。

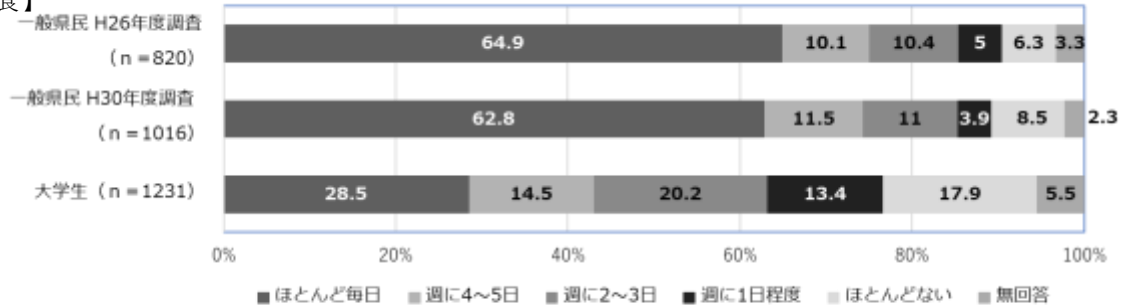
「共食」に伴うコミュニケーションは豊かな人間性を育む基となるものであり、その役割は重要です。感染症の予防を考慮した「新しい生活様式」を守りながら、「共食」の回数を増やすための取組が必要です。

家族や友人と一緒に食事をする頻度（一般県民・大学生）

【朝食】

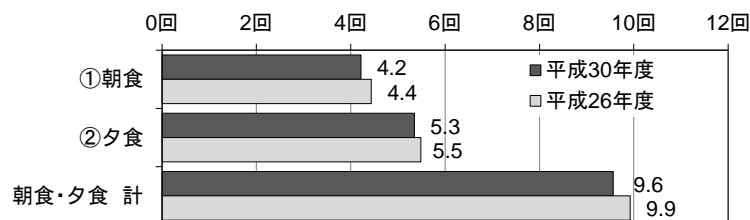


【夕食】



資料：「平成26年度・30年度食品の安全等に関する県民意識調査」
「令和元年度大学生の食に関する実態・意識調査」

家族や友人との1週間あたりの「共食」の回数（一般県民）



資料：「平成26年度・平成30年度食品の安全等に関する県民意識調査」

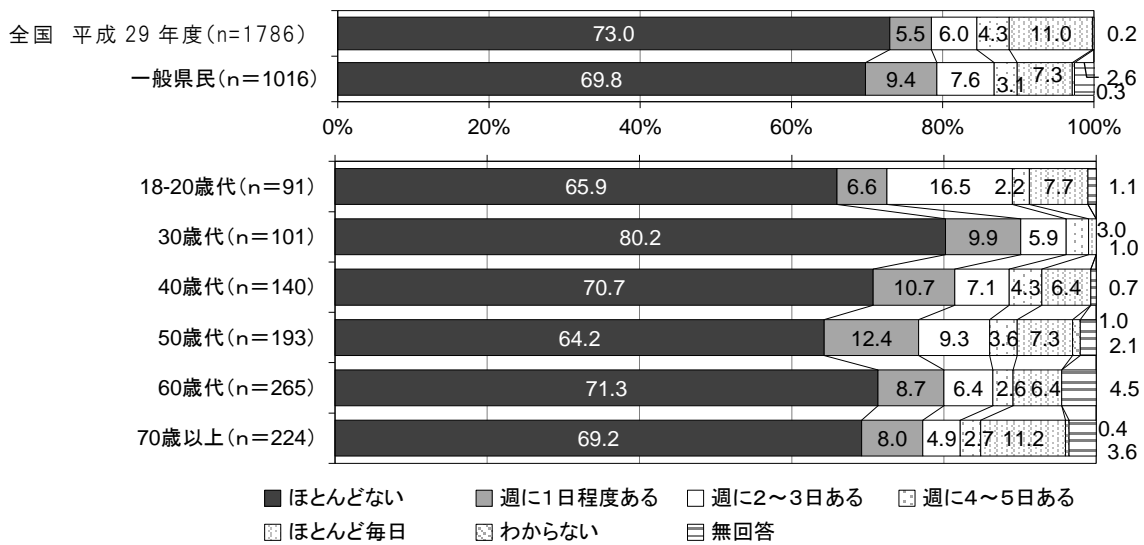
≪1週間当たりの共食回数の算出方法≫

「ほとんど毎日」を7回、「週に4~5日」を4.5回、「週2~3日」を2.5回、「週に1日程度」を1回として、加重平均により夕食・朝食それぞれの回数、さらにその合計値として週当たりの共食回数を計算しました。14回に近くなるほど、朝食・夕食ともに共食回数が多いことを示します。

1日のすべての食事を1人で食べる頻度は、すべての年代で「ほとんどない」とした人が多くなりました。一方、全体では1割弱の人が「ほとんど毎日」1人で食べており、70歳以上が11.2%で最も多いことがわかります。

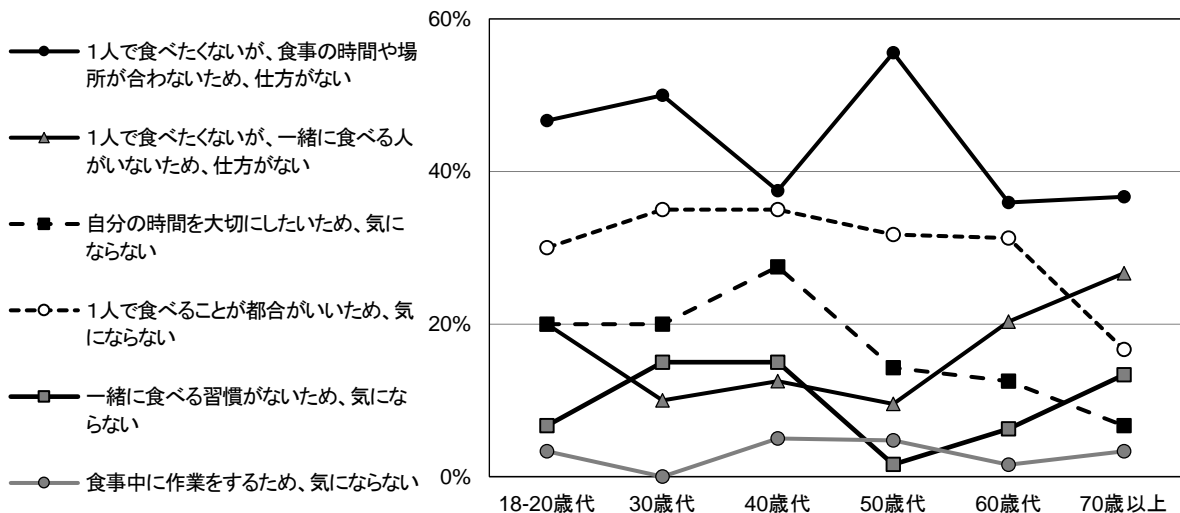
1日のすべての食事を1人で食べることについて、「1人で食べたくないが、食事の時間や場所が合わないため、仕方がない」とした人の割合が多く、次いで70歳以上を除くすべての年代で「1人で食べるのが都合が良いため、気にならない」が多くなっています。70歳以上では「1人で食べたくないが、一緒に食べる人がいないため、仕方がない」が他の年代と比べ多くなっています。

1日のすべての食事を1人で食べる頻度（一般県民）



資料：「平成 30 年度食品の安全等に関する県民意識調査」
農林水産省「平成 29 年度食育に関する意識調査」

1日のすべての食事を1人で食べることをどう思うか（一般県民）



資料「平成 30 年度食品の安全等に関する県民意識調査」

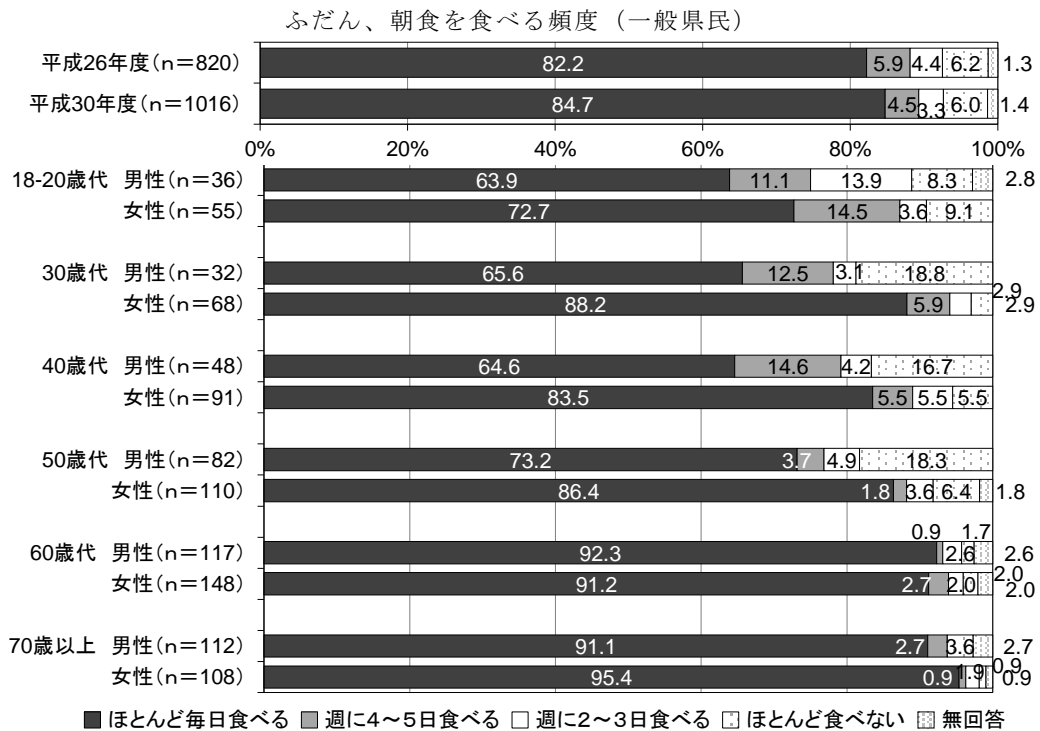
第3節 世代別の食の現状

1 朝食を食べる頻度

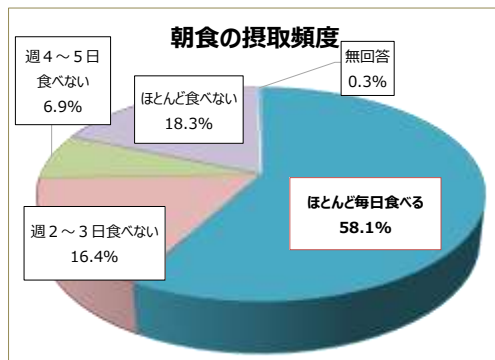
朝食を「ほとんど毎日食べる」人は全体では84.7%で、前回調査から2.5ポイント高くなりましたが、年代別に見ると、18-50歳代の男性で「ほとんど毎日食べる」人は6〜7割でした。特に、30歳代、50歳代男性では、約2割が朝食を「ほとんど食べない」と回答しました。

また、大学生の調査では、朝食を「ほとんど毎日食べる」人は58.1%で、女性よりも男性で、居住形態別では自宅や学生寮よりも下宿で、朝食の欠食頻度が高い傾向にありました。欠食の理由としては、「もっと寝ていたいから」「身支度などの準備で忙しいから」が多くなっています。

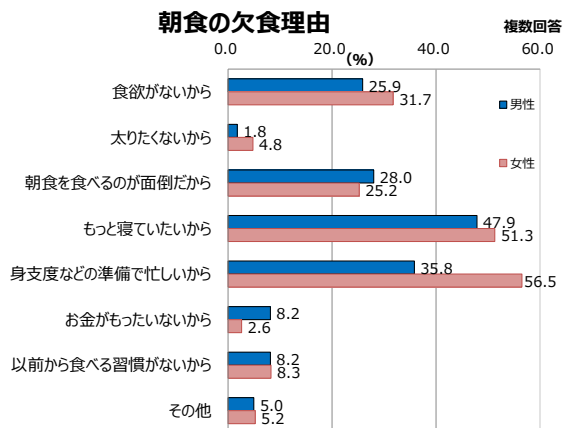
朝食を食べる習慣は、バランスの良い栄養素・食品摂取量や良好な生活リズムと関係することから、引き続き、若い世代から朝食を食べる習慣が身につくよう食育の取組が必要です。



資料：「平成26年度・30年度食品の安全等に関する県民意識調査」



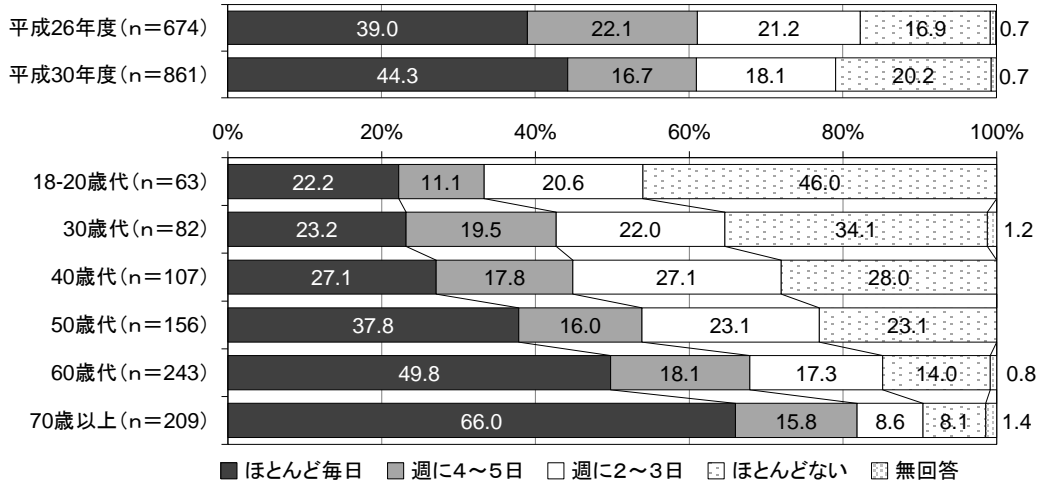
資料：「令和元年度大学生の食に関する実態・意識調査」



2 朝食で主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度

朝食を「ほとんど毎日食べる」とした人のうち、主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度は、「ほとんど毎日」が44.3%で多く、前回と比較すると5.3ポイント増加しました。年代別では、若い年代ほど主食・主菜・副菜をそろえる頻度が減り、18-20歳代で「ほとんどない」と回答した人は、46%で最も多くなりました。

朝食で主食・主菜・副菜をそろえて食べる頻度（一般県民）



■ ほとんど毎日 ■ 週に4~5日 □ 週に2~3日 ▨ ほとんどない ▩ 無回答

* 朝食をほとんど毎日食べると回答した人のみ

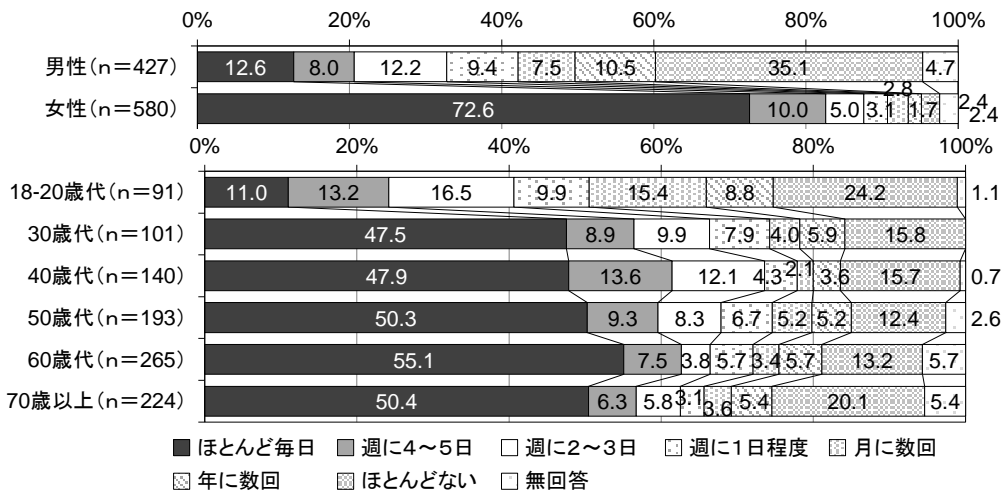
資料：「平成26年度・30年度食品の安全等に関する県民意識調査」

3 自ら調理し、食事を作る頻度

自ら調理し、食事を作る頻度は、男性は「ほとんどない」とした人の割合が35.1%、女性は「ほとんど毎日」とした人が72.6%で多くなりました。年代別では、18-20歳代を除くすべての年代で、「ほとんど毎日」とした人の割合が約半数で最も多くなっています。18-20歳代は「ほとんどない」が24.2%で多く、「ほとんど毎日」は11.0%で他の年代と比べて少なくなっています。

生涯にわたり健全な食生活を送るためには、栄養バランスに配慮した調理ができるよう、若い世代から基礎的な知識や技術を身につけるための取組が必要です。

自ら調理し、食事を作る頻度（一般県民）



■ ほとんど毎日 ■ 週に4~5日 □ 週に2~3日 ▨ 週に1日程度 ▩ 月に数回 ▩ 年に数回 ▩ ほとんどない □ 無回答

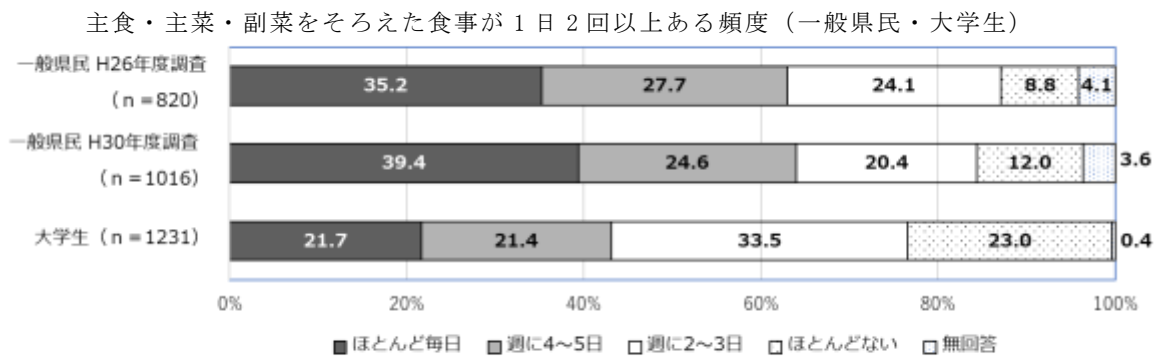
資料：「平成30年度食品の安全等に関する県民意識調査」

4 栄養バランスに配慮した食生活の実践状況

1日の食事の中で、栄養バランスに配慮した「主食・主菜・副菜をそろえた食事が2回以上ある頻度」は、「ほとんど毎日」とした人の割合が39.4%で、前回調査より4.2ポイント増加しました。

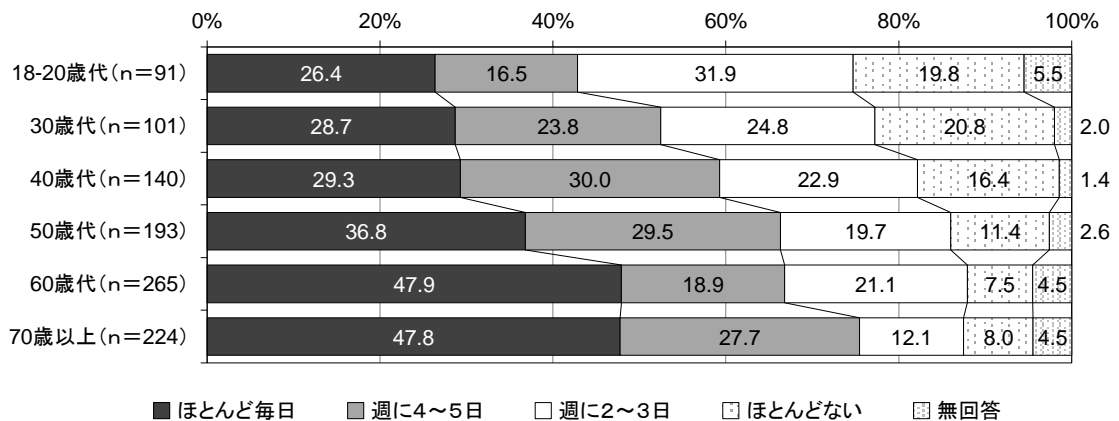
一般県民を年代別に見ると、「ほとんどない」「週に2～3日」と回答した人は、若い年代ほど多くなり、大学生を対象とした調査でも同様の傾向となりました。

朝食を食べる頻度、調理をする頻度等と同様、若い世代への食育の推進が引き続き重要です。



資料：「平成26年度・30年度食品の安全等に関する県民意識調査」
「令和元年度大学生の食に関する実態・意識調査」

主食・主菜・副菜をそろえた食事が1日2回以上ある頻度（一般県民）



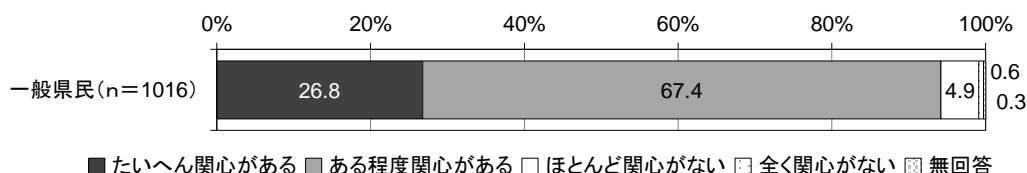
資料：「平成30年度食品の安全等に関する県民意識調査」

第4節 食の安全性に関する現状

1 食品の安全性への関心

食品の安全性について、「大変関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた『関心がある』人の割合は、94.2%となっており、県民の食品の安全性への関心が高いことがうかがえます。

食品の安全性への関心（一般県民）



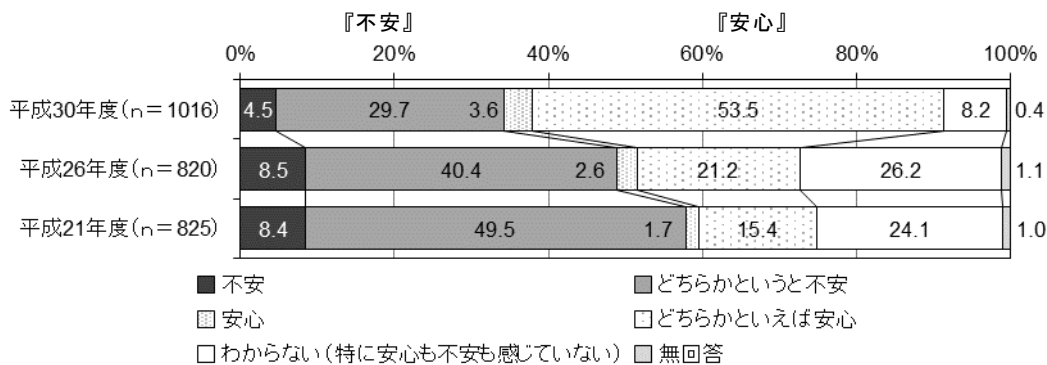
資料：「平成30年度食品の安全等に関する県民意識調査」

2 最近の食品の安全性への安心と不安

「最近の食品の安全性について感じていること」について、「不安」「どちらかといえば不安」を合わせた『不安』とした人の割合は、34.2%で前々回、前回の調査と比較して徐々に減少しています。また、「安心」と「どちらかといえば安心」を合わせた『安心』とした人の割合は、57.1%で前々回、前回の調査と比較して増加しています。

食品の安全性に対する関心も高いことから、今後もなお一層、県民が食の安全性について、正しい情報や知識を得ることができるよう、食育の視点からの取組も求められています。

最近の食品の安全性への安心と不安（一般県民）



資料：「平成21年度・26年度・30年度食品の安全等に関する県民意識調査」

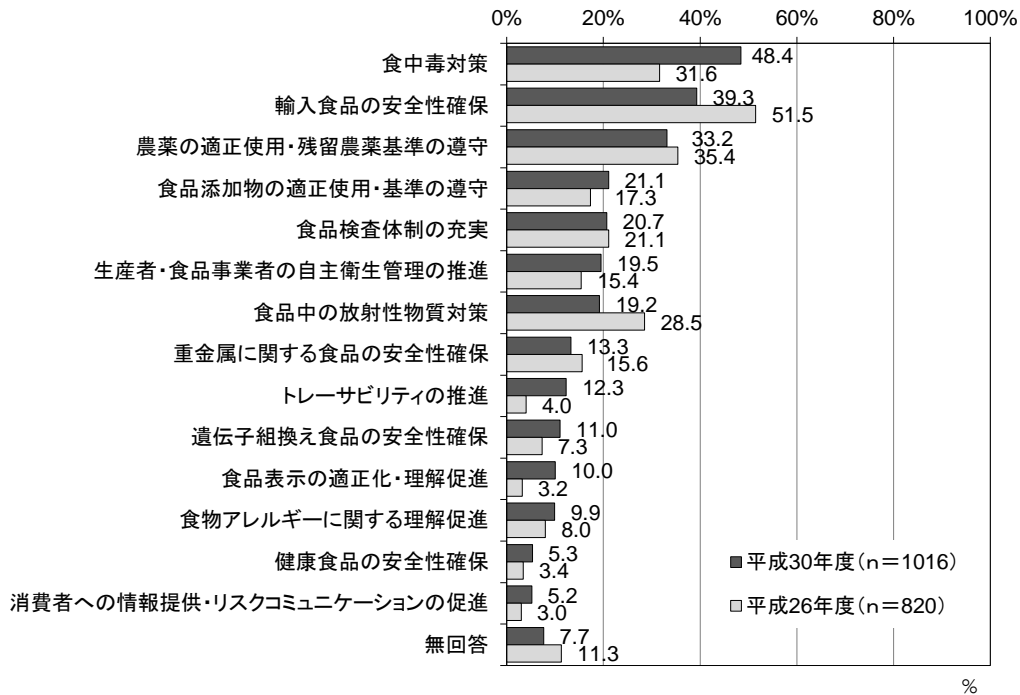
3 県に対して重点的に取組を望む施策

県民が県に対して特に重点的な取組を望む施策は、「食中毒対策」が48.4%で最も高く、次いで「輸入食品の安全性確保」が39.3%、「農薬の適正使用・残留農薬基準の遵守」が33.2%と上位を占めています。

また、「食の安全・安心を確保するために県に望む施策の重要性」について、前回の調査と比較すると、「食品表示の適正化・理解促進」「トレーサビリティの推進」「健康食品の安全性確保」「消費者への情報提供・リスクコミュニケーションの促進」の4項目は10ポイント以上高くなっています。

このような県民の要望に対応するため、食品安全施策と連動した食育の取組も必要です。

特に重点的な取組を望む施策（一般県民：3つまで選択）



※平成30年度値が高い順に表示
 ※項目によって平成26年度と表現が若干異なる

食品の安全・安心確保のため県に望む施策の『重要性』（一般県民）

項目	平成30年度		平成26年度		平成26年から30年の増減
	『重要性』(%)	順位	『重要性』(%)	順位	
食中毒対策	97.1	1	92.9	3	↑
輸入食品の安全性確保	96.0	2	96.0	1	←
農業の適正使用・残留農薬基準の遵守	95.4	3	94.5	2	↑
生産者・食品事業者の自主衛生管理の推進	94.9	4	92.9	4	↑
食品検査体制の充実	94.3	5	92.8	5	↑
食品添加物の適正使用・基準の遵守	93.3	6	90.4	6	↑
重金属に関する食品の安全性確保	90.9	7	89.6	8	↑
食品中の放射性物質対策	90.9	8	90.3	7	↑
食品表示の適正化・理解促進	90.1	9	78.1	11	↑↑
遺伝子組換え食品の安全性確保	87.5	10	79.9	9	↑
食物アレルギーに関する理解促進	87.3	11	79.9	10	↑
トレーサビリティの推進	86.5	12	66.1	14	↑↑
健康食品の安全性確保	84.0	13	69.4	13	↑↑
消費者への情報提供・リスクコミュニケーションの促進	83.2	14	72.1	12	↑↑

※『重要性』：「大変重要である」と「重要である」を合わせたもの
 ※増減における「↑↑」は、平成26年度から『重要性』が10ポイント以上高くなったもの

資料：「平成26年度・30年度食品の安全等に関する県民意識調査」

第5節 食を取り巻く様々な現状

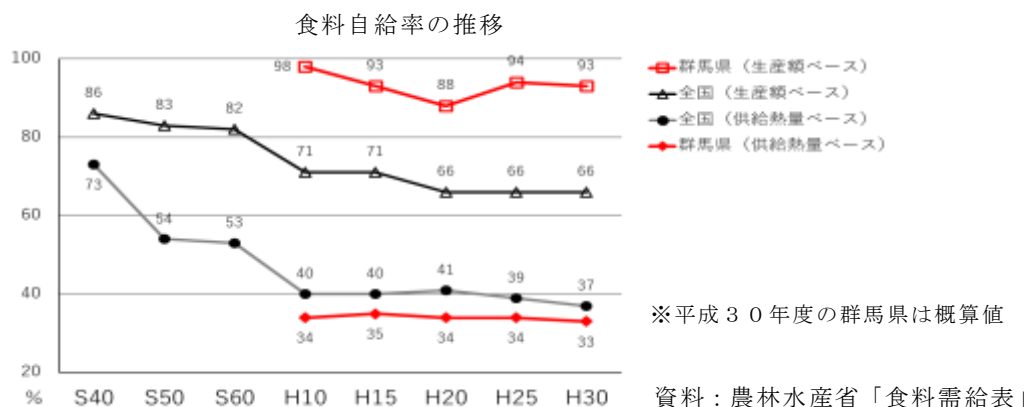
1 食料自給率の推移

食料自給率とは、国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標です。

その示し方は、熱量で換算する供給熱量ベース（カロリーベース）と金額で換算する生産額ベースがあり、2つの指標とも長期的に低下傾向で推移しています。

本県の供給熱量ベースは全国よりやや低く、ほぼ横ばいに推移していますが、本県のように、付加価値の高い野菜、畜産物などを多く生産している場合、供給熱量ベースに比べ生産額ベースの数値が高くなります。

今後も、地産地消の推進により県産農林水産物の積極的な消費拡大につなげ、農業の重要性への理解促進により、食料自給率を高めていくことが必要です。



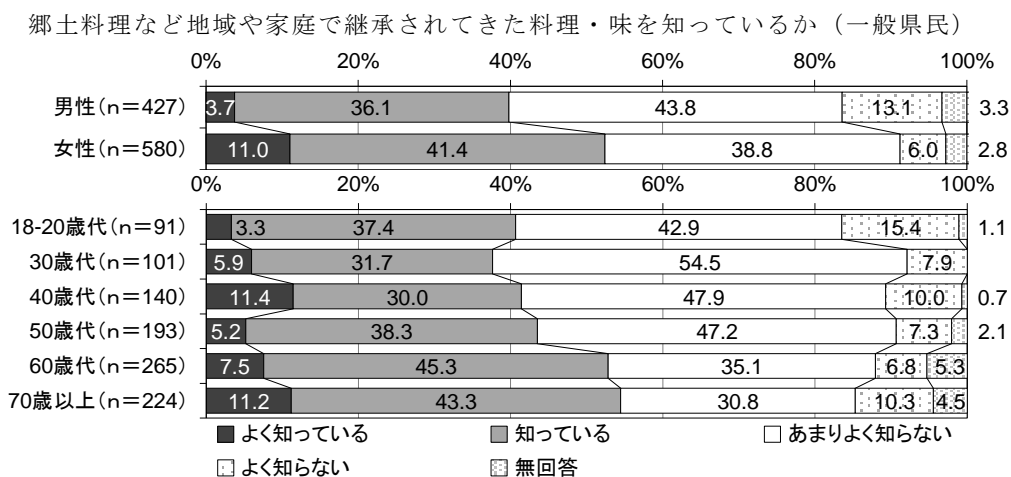
2 食文化の認知度と継承への意向

郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味等の食文化に関する『認知度』（「よく知っている」「知っている」の合計値）は、47.2%でした。

年代別では、70歳以上が54.5%で多く、30歳代が37.6%で少なくなっており、高い年代ほど『認知度』が高い傾向がうかがえます。

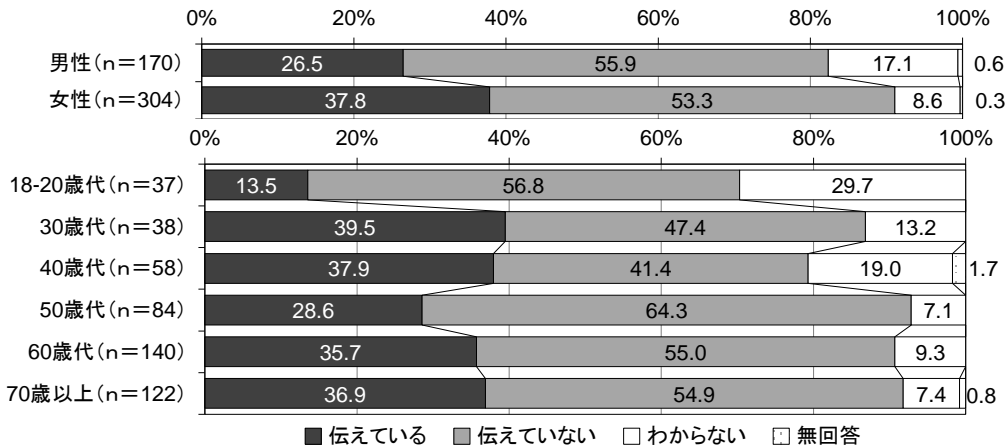
また、食文化を「よく知っている」「知っている」人のうち、郷土料理や伝統料理などを地域や次世代に伝えている人は、全体では33.6%でした。

家庭や地域などで食文化に触れる機会の増加や伝承できる人材の育成が必要です。



資料：「平成30年度食品の安全等に関する県民意識調査」

郷土料理など地域や家庭で継承されてきた料理・味を地域や次世代に伝えているか（一般県民）



資料：「平成 30 年度食品の安全等に関する県民意識調査」

3 食品ロスの発生

家庭において調理、飲食したもの（惣菜、弁当などを購入したものを含む。外食、学校給食等は除く。）の食品ロス率※は 3.7%となっています。発生要因別にみると、過剰除去（調理時の野菜の皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分）によるものが 2%、食べ残しによるものが 1%、直接廃棄（賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したもの）によるものが 0.7%となっています。

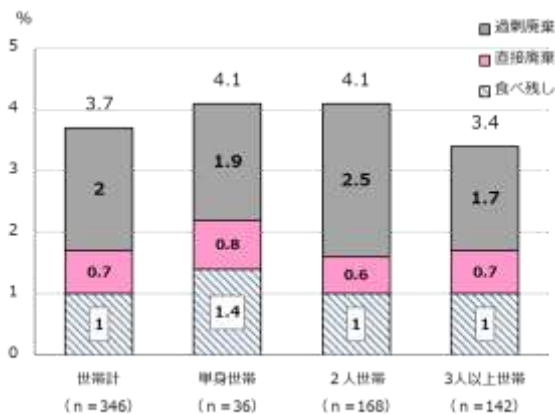
また、世帯構成員別に食品ロス率をみると、「単身世帯」と「2人世帯」で 4.1%、「3人以上世帯」で 3.4%となっており、「単身世帯」と「2人世帯」の食品ロス率が高くなっています。

家庭から排出される食品ロスの状況を十分認識してもらい、食品ロス削減に向けた意識を高めることが必要であり、食への感謝の気持ちや「もったいない」という物を大切にする心の醸成のための食育が重要となっています。

※食品ロス率

$$\text{食品ロス率} = \frac{\text{食品ロス量（食べ残し重量＋直接廃棄重量＋過剰除去重量）}}{\text{食品使用量}} \times 100$$

世帯計及び世帯員構成別の食品ロス率



資料：農林水産省 平成 26 年食品ロス統計調査「世帯調査」

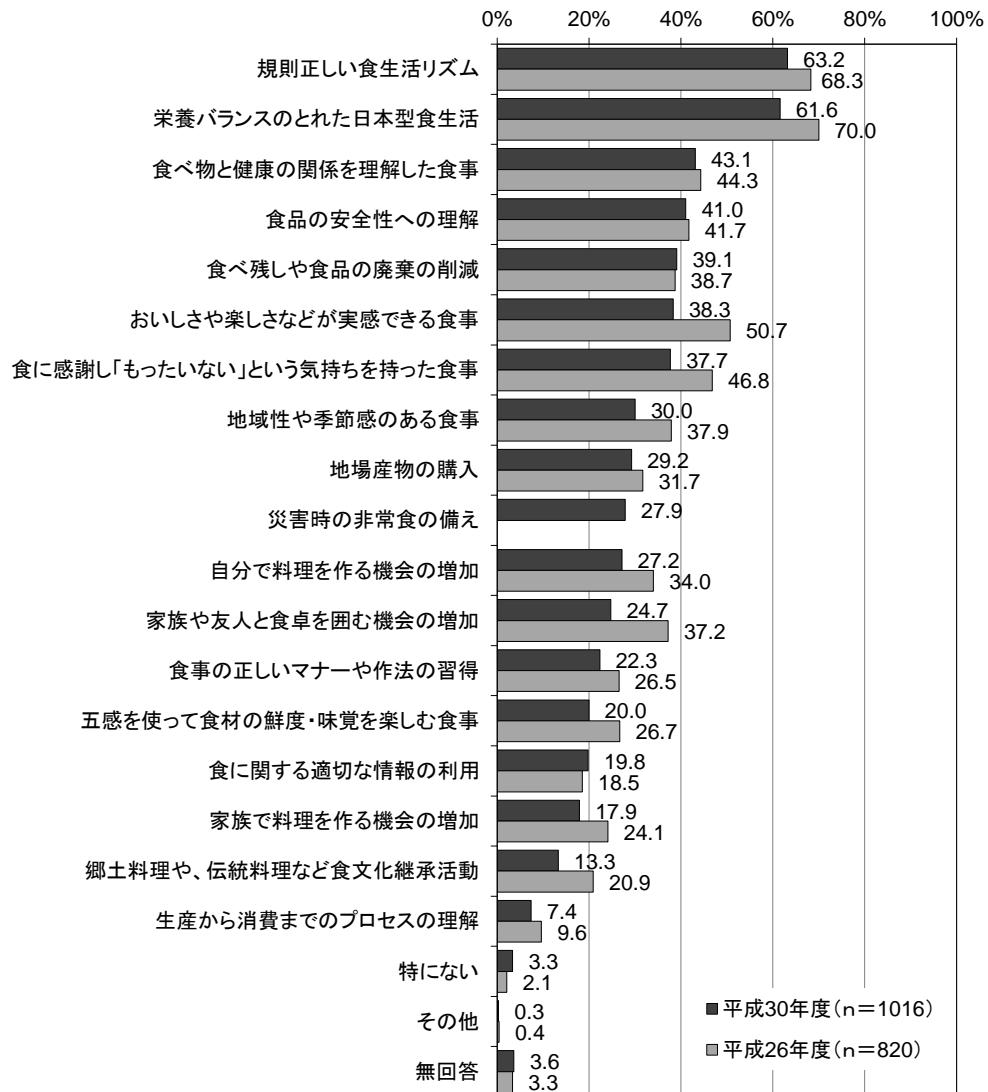
4 食の循環への理解

食生活で力を入れたいと思うこととして、「規則正しい食生活リズム」とした人の割合が 63.2%、「栄養バランスのとれた日本型食生活」が 61.6%で多く、次いで「食べ物と健康の関係を理解した食事」が 43.1%、「食品の安全性への理解」が 41.0%でした。

前回と比較すると、概ね同様の傾向であり、「生産から消費までのプロセスの理解」、「郷土料理や伝統料理など食文化継承活動」は少なくなっています。

食の持続可能性を高め、食料自給率の向上や農山村の活性化を図る上で、食料の生産から消費に至るまでの「食の循環」への理解促進は重要となっています。農林漁業などを身近に感じる機会としての体験活動の推進が必要です。

今後の食生活で力を入れたいこと（一般県民）



※「災害時の非常食の備え」は平成 30 年度調査から項目を追加

資料：「平成 26 年度・30 年度食品の安全等に関する県民意識調査」

第6節 これまでの計画の取組状況

第1次計画では、「健全な身体を培う」「豊かな心を育む」「社会性を涵養する」ために「食で育む15の目標」を掲げ、食育の周知に努めました。

第2次計画では、「あらゆる世代の県民が、身近な地域で、主体的に参加、実践できる生涯食育社会の実現を目指す」ことを目標に、地域における食育推進体制の構築を重点課題として、市町村、関係団体、関係部局など幅広い分野で食育を推進しました。

第3次計画では、「食」で地域がつながり、地域が元気になり、県民の健康寿命の延伸につながる食育の推進を目指す」ことを目標に、推進体制の強化と充実を図りました。

特に、若い世代への食育の推進、多様な暮らしを支える食育の推進、食の循環・環境に配慮した食育の推進、食育を推進する社会環境づくりを重点課題とし、25の基本施策に取り組みました。

取組に関する事業目標（アウトプット評価）は、8割以上が達成し、改善傾向を含めると約9割の取組が着実に推進されました。その取組による成果目標（アウトカム評価）については、約3割が達成又は改善傾向となりましたが、改善が見られない又は目標に達しない指標も未だ多くあり、更なる取組の強化が必要です。



第3次計画の成果目標（アウトカム）の進捗状況（一覧）

目標	項目		基準値 平成26年度	最終見込 令和1年度	目標値 令和2年度	進捗 評価		
全体目標	健康寿命	男性	71.07年	72.07年	72.3年	C		
		女性	75.27年	75.2年	76.2年			
共通目標	食育に関心を持っている県民の割合（関心がある、どちらかというに関心がある）		80.7%	78.0%	90%以上	C		
	食育に関心を持っている県民の割合（関心がある）		32.2%	31.1年	50%以上	C		
1 若い世代への食育の推進								
主要 指標	1	ほとんど朝食を食べない若い世代（20～30歳代）の割合	男性	15.1%	13.2%	10%以下	C	
	2		女性	10.1%	5.7%		A	
意識・ 知識	3	郷土料理や、伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味について知っている若い世代（20～30歳代）の割合		49.5%	38.5%	60%以上	D	
	4	食品の安全に関する基礎的な知識を持っている若い世代（20～30歳代）の割合	食中毒予防の3原則を理解している割合	49.5%	40.8%	60%以上	D	
行動	5	「食事バランスガイド」などの食事に関する指針を参考にしている妊産婦の割合		64.9%	63.0%	80%以上	C	
	6	自ら調理し、食事を作る若い世代（20歳代）の割合		21.4%	12.8%	25%以上	C	
2 多様な暮らしを支える食育の推進								
主要 指標	7	朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数		9.9回/週	9.6回/週	11回以上/週	C	
意識・ 知識	8	食品の安全に関する基礎的な知識を持っている県民の割合	食中毒予防の3原則を理解している割合	62.3%	59.6%	70%以上	C	
	9	どんな食材をどれだけ食べたらよいかを知っている県民の割合		45.5%	45.6%	55%以上	C	
	10	嗜み方、味わい方といった食べ方に関心のある県民の割合		62.7%	62.5%	70%以上	C	
行動	11	地域等で共食したいと思う人が共食する割合		—	72.6%	70%以上	A	
	12	朝食を全く食べない小学生・中学生の割合	小学生	0.6%	0.9%	0%	D	
	13		中学生	1.4%	1.4%	0%	C	
	14	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合		35.2%	39.4%	40%以上	B	
	15	「食事バランスガイド」などの食事に関する指針を参考にしている県民の割合		62.3%	54.6%	70%以上	D	
	16	食事の正しいマナーや作法の習得を実践している県民の割合		25.4%	25.3%	50%以上	C	
	17	ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合		※基準値はH28県民健康栄養調査	41.4%	45.8%	55%以上	B
	18	食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合		41.0%	39.1%	50%以上	C	
3 食の循環に配慮した食育の推進								
主要 指標	19	生産から消費までのプロセスを理解し、実践している県民の割合		8.2%	7.4%	10%以上	C	
意識・ 知識	20	リスクコミュニケーションという言葉を知っている県民の割合		11.4%	6.9%	20%以上	D	
	21	食品の廃棄を減らす方法について知っている県民の割合		45.4%	48.5%	55%以上	C	
	22	エネルギー(カロリー)などの栄養表示の見方を知っている県民の割合		67.0%	73.4%	75%	B	
	23	農林漁業体験活動に参加したいと思う県民の割合		11.3%	11.6%	15%以上	C	
	24	郷土料理や、伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味について知っている県民の割合		51.2%	47.2%	60%以上	D	
行動	25	地場産物の購入を実践している県民の割合		32.4%	37.2%	50%以上	B	
	26	食べ残しや食品の廃棄の削減を実践している県民の割合		41.3%	44.5%	50%以上	C	
	27	食品購入時、栄養成分等を確認している県民の割合		69.3%	68.0%	80%以上	C	
環境	28	食農体験学習をしている幼稚園・保育所・認定こども園の割合	幼稚園	95.0%	93.8%	100%	C	
	29		保育所	93.7%	93.9%	100%	C	
	30		認定こども園	—	95.5%	100%	E	
4 食育を推進する社会環境づくり								
主要 指標	31	食育推進計画に基づき食育を推進している市町村の割合		100%	100%	100%	A	
環境	32	事業所における給食運営と健康管理部門との連携の割合		69.7%	52.0%	75%以上	D	
	33	食育の指針や計画を定めている幼稚園・保育所・認定こども園の割合	幼稚園	57.7%	59.4%	100%	C	
	34		保育所	93.9%	96.8%	100%	B	
	35		認定こども園	—	89.9%	100%	E	
	36	学校給食における県産食材利用割合（食材数ベース）		32.5%	37.4%	30%以上	A	
	37	学校給食における物資選定委員会設置割合		91.7%	93.5%	100%	C	
	38	食に関する指導の学年別年間指導計画を作成し、推進している小学校・中学校の割合	小学校	47.2%	96.4%	100%	B	
	39		中学校	42.9%	96.9%	100%	B	
	40	食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合		75.0%	77.6%	80%以上	C	
	41	肥満とやせの把握をしている給食施設の割合		89.1%	97.7%	100%	B	

進捗評価：A=目標達成(4/44)、B=改善(8/44)、C=変わらない(23/44)、D=悪化(7/44)、E=評価困難(2/44)

第7節 今後取り組むべき課題

第1節から第6節までの現状と課題を踏まえて、今後取り組むべき課題を食育基本法の第3章基本的施策第19条から第25条に基づく**7つの施策展開のテーマ**毎に次のとおり整理しました。

(1) 家庭における食育の推進

家庭は日常生活の基盤であり、食や生活に関する基礎を伝え・習得する場でもあることから、食育の原点といえます。子どもから高齢者まで、生涯を通じた食育の推進が重要です。

(2) 学校・幼稚園・保育所・認定こども園における食育の推進

学校等は、子どもへの食育を進めていく場として、大きな役割を担うことが求められています。子どもたちが健全な食生活を自ら営めるよう、体系的・継続的に食育が実施される必要があります。

(3) 地域における食育の推進

高齢社会の伸展とともに平均寿命も延び、人生100年時代を迎えようとしている現代においては、高齢者を含む県民誰もが社会で役割を持って活躍できることを前提とし、健康寿命の延伸が求められています。感染症予防に対応した多様な暮らしを支えるための、幅広い分野における食育の推進が必要です。

(4) 生産者と消費者との交流、環境と調和のとれた農業の活性化

食生活は自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な活動によって支えられています。また、様々な災害や世界的規模での気候変動等により、食料自給率の一層の低下が危惧され、これらの理解を深めることは食の持続可能性を高めるためにも不可欠です。

(5) 食文化の継承のための活動

平成25年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「和食；日本人の伝統的な文化」について、その継承の実践者は全ての日本人となっており、あらゆる機会を通して地域の多様な食文化を保護・継承していくことが重要です。

(6) 食品の安全性、栄養・食生活に関する調査、研究、情報提供

健全な食生活を実現するためには、食品の選び方等について基礎的な知識を持ち、行動に反映することが引き続き必要です。また、食品の安全性について、生涯を通じて健康等を損なわないよう若い頃から自ら情報を収集し、判断する力を養うことが重要です。

(7) 食育推進運動の展開と環境づくり

食育を推進するためには、食育への関心の低い層に関心を持ってもらうことや、取組を継続することが必要です。また、地域においても、多様な関係者が連携・協働しながら食育を推進していくことが重要です。

第3章 群馬県が目指す食育の方向

第1節 基本理念

食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」（食育基本法第1条）ことを目的とする食育基本法に基づき、本県の食育推進計画の基本理念「食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む」は、食育を推進する際の目的の要であり、食育に関するあらゆる施策は、これを踏まえて講じられるべきであることから、第4次計画においても継承していきます。

【基本理念の考え方】

本県の食育推進計画の特徴は、「食」という言葉を、食べ物や食事はもちろん、農作物や食文化、食のコミュニケーション、食環境等も含む幅広い意味を持つ言葉として捉え、「食」に対する「こころ」を育てることを目指しています。

「食」への関心を高め、健康や安全と直接結びついた知識のほか「食」に関する様々な知識を身に付け、これを的確に使いこなす判断力や技術力を養い、「健全な身体」を培うとともに、「食」に関わる人々の苦労や努力を理解し、「食」に対する感謝の気持ちや「食」を大切にする「豊かな心」を育みます。

また、食事を通してマナーを身につける等、「社会性」を涵養することを重視した食育に取り組み、その延長として「豊かな人間性」を育てていきます。

基本理念は、「食」を通して県民一人一人が健康に生きるという目的に加え、「食」に対する考え方（こころ）を育てることにより、「食をめぐる諸問題」の解決につながるという考えも含まれます。

第2節 計画の目標

県民の心身の健康を支え、
「健康寿命延伸」と「幸せ」につながる食育の推進を目指す

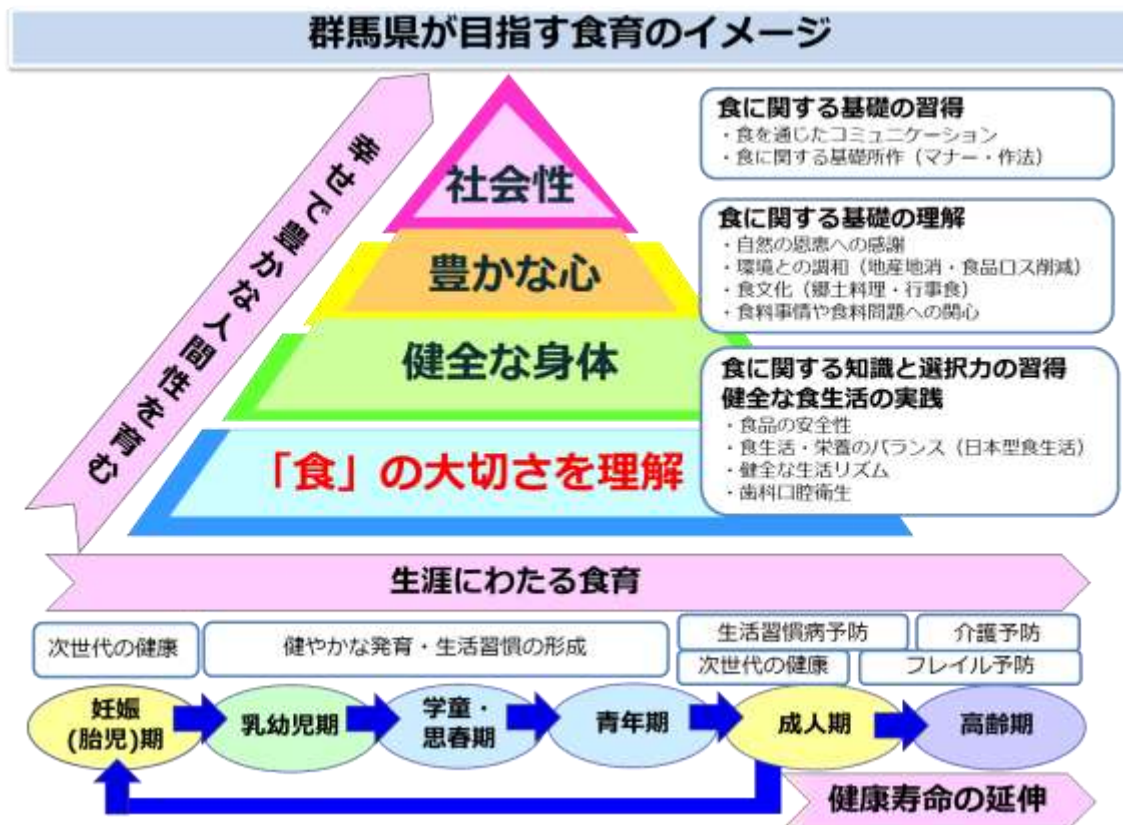
【目標の考え方】

高齢化の一層の進展、現役世代の急減等が進む中、人生100年時代を見据え、より多くの人が意欲や能力に応じ、社会の担い手としてより長く活躍できることが求められています。

そこで、健康づくりやフレイル予防を推進することにより「健康寿命の延伸」を実現し、活力ある社会の実現を目指します。

また、子どもから高齢者まですべての県民が健康を大切にする気持ち（こころ）を持ち、健やかで「幸せ」を感じられるよう、積極的に食育を推進していきます。

「食」をとりまく環境の改善が県民の健康に良い影響を与えることを踏まえ、「食」に関する幅広い分野の関係機関・団体や食品関連事業者等の多様な関係者が、主体的かつ密接に連携・協力を図る中で、減塩等の推進、フレイルや肥満・やせ、低栄養等の予防、食品ロス削減の推進等、あらゆる機会を捉え食育を推進します。



第3節 基本方針

これまでの食育推進の現状と課題を踏まえ、今後の食育の推進に関する施策の3つの基本的な方針を定めました。

1. 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

家庭における子どもへの食育の推進は、生涯を通じた心身の健康を守る原点であり、今後さらに重要です。

若い世代への食育も、健全な食生活を習慣化し、子どもたちを育て、次世代に「食」の重要性を伝えつなぐ役割を担うことから引き続き重要です。

また、企業における食育は、若い世代も含む幅広い年代へのアプローチが可能であり、健康に配慮した生活習慣の実践に繋がるために重要です。

子どもや高齢者を含む全ての県民が健全で充実した生活を実現できるよう、健康や食育に無関心な県民に対しても健康な食事への接点を拡大する等、地域や関係団体と連携・協力を図り、多様な暮らし方に沿った食育を推進します。

2. 持続可能性の視点を入れた、食の循環・環境、食文化を守る食育の推進

環境を守り、食の持続可能性を高めるため、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることについての感謝の念や理解をさらに深めることが必要です。食と農業への理解促進・地産地消の推進等により、食料の需要と供給の状況についての理解を深め、生産から消費までの食の循環の中で、生産者をはじめと多く関係者により食が支えられていることを実感し、実践的な取組が行えるよう食育を推進します。

また、生物多様性条約事務局により、健康的で持続可能な食生活の重要なモデルとして、日本の伝統的な食生活が例示されたことを踏まえ、食育活動を通じて、伝統的な食文化を守ります。

3. 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

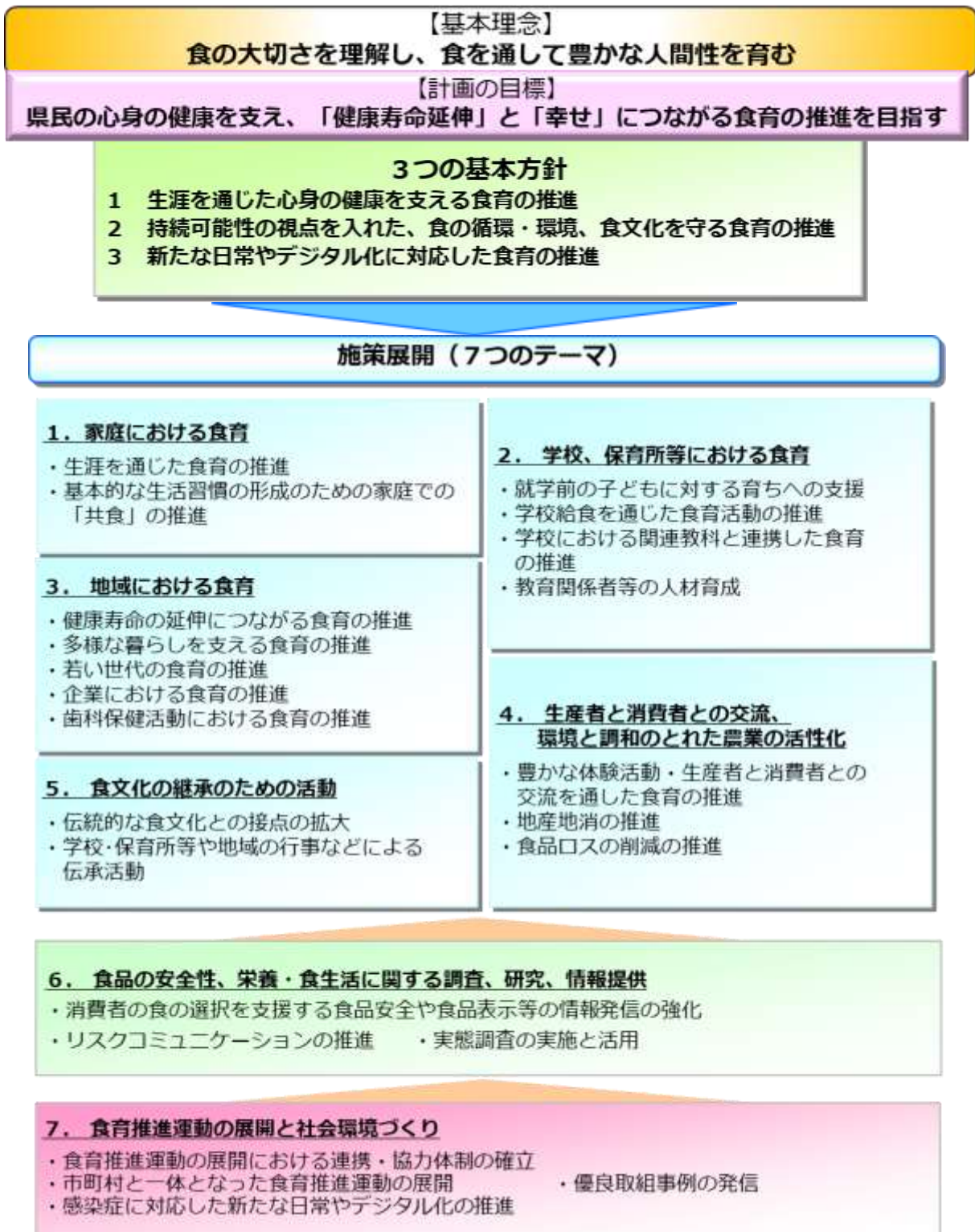
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、暮らし方、働き方等が変化し、家庭で食事をする機会が増加するなど、食の重要性が再認識されました。

命と暮らしを守る新たな日常（ニューノーマル）においても、より多くの県民が主体的、効果的に食育を実践できるよう、ICT等のデジタル技術を有効活用する等の工夫により食育の取組を推進します。

第4節 施策展開のテーマと施策体系

本県が目指す食育の基本理念と第4次計画の目標を達成するため、3つの基本方針と施策展開の7つのテーマによる施策体系は次のとおりです。

県民が生涯にわたり、身近な地域で食育を実践できるよう、施策展開のテーマの1～5は、主に市町村を始め地域の多様な食育の担い手による施策とし、6と7はそれらを支える施策として位置付けています。



7つのテーマに基づいて施策を展開します。

1 家庭における食育	
1-1. 生涯を通じた食育の推進 1-2. 基本的な生活習慣の形成のための家庭での「共食」の推進	
2 学校・幼稚園・保育所・認定こども園における食育	
2-1. 就学前の子どもに対する育ちへの支援 2-2. 学校給食を通じた食育活動の推進 2-3. 学校における関連教科と連携した食育の推進 2-4. 教育関係者等の人材育成	
3 地域における食育	
3-1. 健康寿命の延伸につながる食育の推進 3-2. 多様な暮らしを支える食育の推進 3-3. 若い世代の食育の推進 3-4. 企業における食育の推進 3-5. 歯科保健活動における食育の推進	
4 生産者と消費者との交流・ 環境と調和のとれた農業の活性化	
4-1. 豊かな体験活動・生産者と消費者との交流を通じた食育の推進 4-2. 地産地消の推進 4-3. 食品ロスの削減の推進	
5 食文化の継承のための活動	
5-1. 伝統的な食文化との接点の拡大 5-2. 学校・保育所等や地域の行事などによる伝承活動	
6 食品の安全性、栄養・食生活に関する調査、 研究、情報提供	
6-1. 消費者の食の選択を支援する食品安全や食品表示等の情報発信の強化 6-2. リスクコミュニケーションの推進 6-3. 実態調査の実施と活用	
7 食育推進運動の展開と社会環境づくり	
7-1. 食育推進運動の展開における連携・協力体制の確立 7-2. 市町村と一体となった食育推進運動の展開 7-3. 優良取組事例の発信 7-4. 感染症に対応した新たな日常やデジタル化の推進	

第4章 各施策における主な取組

第1節 家庭における食育

現状と今後の方向性

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきました。

しかしながら、社会環境の変化や生活習慣の多様化等と合わせて、食に対する意識の希薄化が進む中で、家庭における望ましい食生活の実践が十分に行えていない状況であることが考えられます。

次世代に伝えつなげる食育の推進が重要であることから、家庭において食育に関する理解が進むよう、適切な取組を行うことが必要です。

取り組むべき施策

1-1 生涯を通じた食育の推進

子どもたちが健康な心と身体を育むためには、適度な運動、バランスのよい食事、十分な休養・睡眠などの基本的な生活習慣の形成が重要です。

また、少子高齢化の中で健康寿命の延伸が課題であり、食育の原点である家庭において、子どもから高齢者まで生涯を通じた食育の取組を、機会を捉えて推進します。

【施策の方向性】

- 食育に関心が持てるよう、機会を捉えて普及啓発を図ります。
- 朝食を欠食することによる弊害を理解し、家庭において朝食が摂れるよう生活習慣の改善を図ります。
- 成育基本法を踏まえ、成長過程にある子どもやその保護者、妊産婦に対して食育を推進するため、市町村を支援します。
- 子どもへの食育を形成する場である家庭や学校、保育所等の連携により、子どもへの食育の取組を確実にするための体制の整備、人材の育成等の充実を図ります。
- 高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、健全な食生活を確保していくため、関係部局や市町村と協働し、高齢者への食育の支援に取り組んでいきます。

《主な事業例》

- 様々な広報媒体による啓発〔保健予防課〕
市町村や関係機関との協力により、朝食を食べることや食育の重要性を啓発します。
- 妊娠期の冊子配布による情報提供〔児童福祉・青少年課〕
妊娠期に配布する冊子に妊産婦の食事の目安や子どもの食物アレルギーについて掲載しています。妊産婦の食事の目安を掲載した「妊娠届出書冊子」は産科医療機関で配布され、食物アレルギーの基礎知識を掲載した「母子健康手帳別冊」は市町村での母子健康手帳交付時に配布されます。

○妊産婦のための食育支援事業〔保健予防課〕

妊産婦のための食育リーフレット等を活用し、普及啓発に努めるとともに、市町村や医療機関等で妊産婦を対象とした保健・栄養指導に従事している指導者に対し、研修会を開催します。

○地域における栄養・食生活改善への情報提供〔保健予防課〕

市町村や関係団体等が実施する栄養・食生活改善の推進に必要な情報提供を行うとともに、充実を図ることができるよう、技術的な支援に努めます。

○高齢者の食育支援のための研修事業〔保健予防課〕

高齢者への食育支援のあり方について考える研修会を開催します。

1-2 基本的な生活習慣の形成のための家庭での「共食」の推進

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食等を通して、適切な食習慣が身につくよう、親世代への啓発と合わせた施策の充実が必要です。親と子ども等が一緒になり、早寝早起きや朝食をとることなど、基本的な生活習慣づくりへの意識を高める取組を推進します。

また、家庭における子どもの食育には、家族団らんの時間を持てる働く環境が必要です。新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、暮らし方、働き方を見直すための普及啓発に努めます。

【施策の方向性】

■朝食又は夕食を家族と一緒に食べる共食の回数が増えるよう、家庭と地域が連携した食育の推進を図ります。

■子どもたち一人一人が望ましい食習慣と適切な判断力、実践できる力など「食べる力」を身につけることができるよう、実際に自分で料理をつくるという体験を増やしていくとともに、食を楽しむ機会を提供する活動を展開します。

■学校・幼稚園・保育所・認定こども園を通じて保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めます。

《主な事業例》

○「いただきますの日」の推進〔保健予防課〕

家族形態や生活スタイルが多様化する中、家族や友人と食事を一緒に食べる「共食」の役割を再認識するために、毎月19日を「いただきますの日」として、普及します。

○食生活改善推進員の活動支援〔保健予防課〕

食生活改善推進員が実施する、親子で楽しく食育を体験できる「おやこの食育教室」や世代別に取り組む生活習慣病予防のための「スキルアップ事業」等の地区組織活動を支援します。

○食育教材の更新・利用促進〔保健予防課〕

市町村、学校、幼稚園、保育所、認定こども園などにおける自主的な食育活動を支援するため、本県のオリジナル教材等の活用を促進します。

第2節 学校・幼稚園・保育所・認定こども園における食育

現状と今後の方向性

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響がみられることから、学校、幼稚園、保育所、認定こども園には、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められています。

子どもたちが、将来、健全な食生活を自ら営むことができるよう、家庭や地域と連携し、食育が体系的、継続的に実施されることが必要です。

学習や体験を通し、食料の生産から消費に至るまでの様々な課程を知ることは、食に関する感謝の念や理解を深めることにつながるなど、子どもへの食育活動になるとともに、家庭への良き波及効果をもたらすことから、学校、幼稚園、保育所、認定こども園における食育の取組が期待されています。

また、生活習慣病の予防の観点からも、子どもの頃から栄養バランスに配慮した適切な食生活を実践できることが重要となっています。

取り組むべき施策

2-1 就学前の子どもに対する育ちへの支援

乳幼児期からの食育の重要性が増していることから、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育、保育等の一環として食育を位置付け、施設長、教員、保育士、栄養士、調理員等の協力の下に食育の計画を作成し、各施設の創意工夫により推進します。

【施策の方向性】

■子どもの発達段階に応じた食育のねらいや留意事項を整理した「保育所における食育に関する指針」の活用促進を図るとともに、食事の提供についてまとめた「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を踏まえ、乳幼児の発育及び発達の過程に応じた計画的な食事の提供及び食育活動を推進します。

《主な事業例》

○保育充実促進費補助金（食物アレルギー対策）〔私学・子育て支援課〕

保育所・認定こども園において、食物アレルギーに係る事故を防止し、食物アレルギー児童に対して安心な給食の提供を行うため、組織体制の強化や給食設備等に係る経費の一部を補助します。

○特定給食施設等指導事業〔保健予防課〕

特定給食施設等の現状把握及び施設種別毎の課題分析を行い、巡回指導や栄養管理講習会の開催を通して、施設に応じた支援を行います。

2-2 学校給食を通じた食育活動の推進

児童生徒が地域における食文化や食に関する正しい知識、望ましい食習慣を身に付けるために、学校給食が各教科等の食に関する指導と関連づけて活用されるよう、食育の取組の充実を図ります。

【施策の方向性】

■望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭等を中核とし、学校、家庭、地域が連携した食育を推進します。

■食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることについて児童生徒の理解を深め、感謝の心を育む等の教育に生かすため、学校給食における地場産物の活用や、米飯給食の推進等の取組を促進します。

■生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築や和食を取り入れた給食の普及を図るほか、地域の産物や食文化、生産者の情報を児童や生徒に伝える取組を推進します。

《主な事業例》

○郷土食や地場産物の活用による学校給食の充実〔(教)健康体育課〕

学校給食に地場産物を活用し、郷土食を取り入れることで、地域の自然・食文化等についての理解を深めることや、地場産物の生産や流通等を理解することにつながります。学校給食が生きた教材となるよう郷土食や地場産物を活用した献立を工夫します。

○「学校給食ぐんまの日」推進事業〔(教)健康体育課〕

地元農産物・県産農産物を積極的に活用した学校給食を通じて、地元地域や生産者への理解、地域との連携を促進し、心身共に豊かな子どもを育成します。

○学校給食地場産農産物利用促進〔ぐんまブランド推進課〕

学校給食への地場産農産物の利用を促進するために、栄養教諭等の学校給食関係者や食材供給者向けの講演会を開催します。

2-3 学校における関連教科と連携した食育の推進

学校における食育は、給食の時間のほか、各教科等においてもそれぞれの特質に応じて教育活動全体を通して行います。関連した教科等の中で食に関する指導を行うことで、食育の充実につなげるだけでなく、当該教科の目標がよりよく達成されることを目指します。

【施策の方向性】

■学校教育現場において、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験等、子どもの様々な体験活動を推進します。

■学校教育以外でも、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、行政関係者、関係団体等と連携し、子どもへの体験学習等を推進します。

■学校、家庭、PTA、関係団体等が連携や協力した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及します。

《主な事業例》

○家庭・地域と連携した食育の推進〔（教）健康体育課〕

学校において食育を進めるに当たっては、家庭や地域においても食育に対する理解が進み、食育の取組が推進されるよう、学校から積極的に働きかけや啓発を行うとともに、地域と協働して進める推進体制を充実させていきます。

○親子食品科学教室等の開催〔食品・生活衛生課〕

食に関する学習の場を提供するため、食品の検査体験を通じ児童生徒の食品安全への理解と科学に対する興味を深めます。

2-4 教育関係者等の人材育成

食に関する様々な課題に対応するためには、食育を指導する人材の育成や支援が欠かせません。食育に携わる指導者等に対し、各種研修会や講習会を開催する等、情報発信が必要です。

また、健康課題を有する子どもに対して個別的な相談指導を行う等、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

【施策の方向性】

■栄養教諭、学級担任、養護教諭、学校医等が連携して、保護者の理解と協力の下に、児童生徒の健康状態を改善するための指導を行います。

■食物アレルギー等、食に関する健康課題を有する子どもに対して個別的な相談指導を行うため、適切な情報を提供します。

■過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響等、子どもの健康状態に関する必要な知識を普及し、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

■スポーツをするための体づくり、基礎体力の向上に必要な栄養・食生活の正しい知識の普及を図ります。

《主な事業例》

○教育・保育のキャリアアップ研修（食育・アレルギー対応）〔私学・子育て支援課〕

保育士等に対し、食育・アレルギー対応に関する研修を行い、保育園等における当該分野のリーダー的職員を育成します。

○学校における食物アレルギー対応研修会〔（教）健康体育課〕

食物アレルギー疾患をもつ児童生徒が増加している現状の中、学級担任を始め、全教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しく理解し、リスク管理や緊急対応が行えるよう研修会を開催します。

○生活習慣病予防対策検討委員会〔（教）健康体育課〕

肥満や過度の痩身は心身の健康に及ぼす影響が大きいことから、肥満対策を中心とする生活習慣病対策の委員会を設置し、その分析と対策について検討します。

○スポーツ栄養のための人材育成事業〔保健予防課〕

子どもの頃からスポーツに親しみ実践するとともに、スポーツのための栄養・食生活の正しい知識を普及するための研修会を開催します。

第3節 地域における食育

現状と今後の方向性

心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、ライフステージに応じた一貫性・継続性のある食育を推進することが求められています。

特に、日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸する上では、食生活の改善を図るとともに運動の習慣化が欠かせません。

また、生活の質の低下を防ぐため、糖尿病の重症化予防も重要となっています。

このため、栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の促進、健康づくりや生活習慣病の予防及び改善につながる健全な食生活の推進等、様々な家庭の状況や生活の多様化を背景として、地域の果たす役割は一層重要になっています。

このようなことから、家庭、学校、生産者、企業等と連携しつつ、地域における食育の推進が必要です。

取り組むべき施策

3-1 健康寿命の延伸につながる食育の推進

高齢化が進展する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、地域の食に関する関係者が連携し、食生活を改善するための食育を推進します。

生活習慣病の予防及び改善には、生涯を通じて、望ましい食習慣の継続が重要であり、適正体重の維持、減塩など、食生活の正しい知識の習得につながる食育を推進します。

生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした県民健康づくり運動「元気県ぐんま 21（第2次）」の推進と連動させて、健全な食生活の実践につながる取組を推進します。

【施策の方向性】

■地域機関や医療機関等における食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、市町村、保険者等が行っている健(検)診に合わせて、一人一人の健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実を図ります。

■糖尿病については、症状が進行すると様々な合併症を引き起こし、生活の質を低下させることから、糖尿病の発症予防と併せて、重症化予防のための適切な食事管理を中心とした食生活改善の取組を推進します。

■個人の行動に変化を促し、健全な食生活を実現するために、栄養成分表示に関する普及啓発や意識醸成を進めます。

■ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、内容やメリット等を分かりやすく周知します。

■健康で豊かな食生活を支える役割を担う食品産業において、「日本型食生活」「和食」の推進に資するメニューや商品に関する消費者への情報提供等の取組を促進します。

《主な事業例》

- 元気県ぐんま21普及推進事業〔保健予防課〕

群馬県健康増進計画「元気県ぐんま21（第2次）」（H25～R4）における栄養・食生活に関する目標達成のため、健康課題や対象者、ターゲット層を明確にしたうえで、課題の解決にむけ、具体的な対策の実施や、関係者との体制づくりを行います。
- 特定健診・特定保健指導の推進〔保健予防課〕

特定健康診査、特定保健指導が着実に実施されるよう人材育成のための研修会等を開催します。
- 「ぐんま元気（GENKI）の5か条」の普及啓発〔保健予防課〕

県民に取り組んでほしい健康づくりの実践事項「ぐんま元気（GENKI）の5か条」の普及啓発を図ります。
- ぐんま健康ポイント制度〔保健予防課〕

活力ある健康長寿社会実現のため、県民一人一人が「自らの健康は自らがつくる」という意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態等に応じた健康づくりに取り組むことが必要です。スマートフォンアプリを活用し、食生活や身体活動などの取組をポイント化し、特典を提供することにより、県民の健康づくりを推進します。
- 健康情報ステーションによる情報提供〔保健予防課〕

県民の健康づくりを支援するため、健康情報ステーションを設置し、定期的に情報発信を行います。
- 健康づくり協力店推進〔保健予防課〕

食を通じた健康づくりを推進するため、飲食店、事業所給食施設、小売業等販売店舗を対象に、健康メニュー（食塩、野菜、エネルギーが1食あたりの基準を満たすメニュー）や健康サービス（うす味、野菜たっぷり、主食の量の調節等）を提供している施設を登録します。また、県ホームページ等により、協力店の利用促進を図ります。
- 健康な食事にアクセスするための普及啓発〔保健予防課〕

健康づくり協力店による健康メニューの利用促進に加え、スマートミール等、民間主導の健康な食事・食環境の全国的な認証制度の普及を推進します。
- 行政栄養士等地域保健研修会〔保健予防課〕

市町村及び保健福祉事務所の行政栄養士等に対し、健康増進や栄養改善業務の企画、指導方法・内容等、業務の効果的推進と資質の向上を図ることを目的に、研修会を開催します。

3-2 多様な暮らしを支える食育の推進

ひとり親世帯やひとり暮らし高齢者などを含む様々な家族の状況や、共働き世帯の増加を含む生活の多様化に対応した食育が求められる中において、家族や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な場合もみられるようになってきています。こうした状況を踏まえ、子どもや高齢者を含む全ての県民が健全で充実した食生活を実現できるよう、地域や関係団体と連携・協力を図り、家族形態や各年代の特性やニーズに応じた食育の支援を推進します。

また、高齢者の介護が必要となる要因として生活習慣病と低栄養によるフレイルが多くなっていることから、食生活の改善も重要であり、高齢者が地域で食を楽しみ、元気に生活できるための食育を推進します。

【施策の方向性】

- 幅広い分野で活躍する食育の担い手の専門性をより高めるため、スキルアップの機会を提供します。
- 地域の高齢者に関する施策などを踏まえて、高齢者を支援する関係部局や関係機関と連携、調整し、実施体制を確保します。
- 地域等で共食したいと思う人が共食する機会を持てるよう、食生活改善推進員等ボランティアによる活動を推進します。

《主な事業例》

- 食育推進リーダースキルアップ研修会〔保健予防課〕
地域の食育をコーディネートできるリーダーとして養成した「食育推進リーダー」が、食育の担い手として地域で活動できるように研修会を開催します。
- 子ども食堂を通じた生活支援〔私学・子育て支援課〕
地域の子どもたちのセーフティネットとなる子ども食堂を支援することで、「共食」の場が確保されるよう、市町村等と連携を図りながら取り組みます。
- 高齢者の食育支援のための研修事業〔保健予防課〕 ※再掲
高齢者への食育支援や共食のあり方について考える研修会を開催します。

3-3 若い世代の食育の推進

若い世代は、進学や就職に伴う生活環境の変化等により、健康や栄養に配慮した食生活の実践など課題が生じやすい状況にあります。自立した生活を開始する時期となる若い世代が、食育に関心を持ち、自らの食生活の改善や周囲への食育の啓発などに楽しく主体的に関わっていくことができるような取組を推進します。

若い世代が担い手となる食育活動も広がりつつありますが、健康に対する関心の低いいわゆる無関心層を含め、なお一層、若い世代の特性やライフスタイル、ニーズにあわせ、機会を捉えて食に関する情報等を分かりやすく工夫して提供するように努めます。

【施策の方向性】

- 朝食や栄養バランスに配慮した食生活の重要性を啓発します。
- 子どもや若い世代の育成支援に関する様々な行事や食育活動を通じて、効果的な情報提供活動等により、食育についての理解を促進します。

■若い世代が生活リズムや食生活を見直し、「食」が大切であることを自覚し、実践につなげることができるよう、高校・大学・企業等に向け、市町村等との連携のもと効果的な情報提供等を行い、食育への理解を促進します。

《主な事業例》

○若い世代食育支援事業〔保健予防課〕

若い世代に関わる関係機関・団体等が連携・協働し、若い世代への効果的な食育アプローチについての方法（手段）等を検討すると共に食育活動を実践します。

○元気県ぐんま21（第2次）調理講習会〔保健予防課〕

群馬県食生活改善推進員連絡協議会へ委託し、中学生や高校生等の若い世代を対象とした調理講習会を実施します。

3-4 企業における食育の推進

企業等（職場）においては、幅広い年代に対する食育が可能であり、健康経営の考えのもと、従業員等の健康管理とともに健康に配慮した食生活の実践につながる食育を推進していく必要があります。

また、食品関連事業者等による健康に配慮した商品やメニュー、情報の提供等を推進し、県民が健康に配慮した食事や健康づくりに役立つ情報を入手しやすい食環境を整備することも重要です。

【施策の方向性】

■食品関連事業者等が、健康に配慮した商品やメニューの提供を行う際においては、減塩や野菜摂取量の増加に関する配慮を行うよう促します。

■事業所等の職場の食堂等においても、より一層健康に配慮したメニューの提供や栄養や食生活等に関する情報提供がなされるよう支援を行います。

《主な事業例》

○特定給食施設等指導事業〔保健予防課〕 ※再掲

特定給食施設等の現状把握及び施設種別毎の課題分析を行い、巡回指導や栄養管理講習会の開催を通して、施設に応じた支援を行います。

○健康づくり協力店推進〔保健予防課〕 ※再掲

食を通した健康づくりを推進するため、飲食店、事業所給食施設、小売業等販売店舗を対象に、健康メニュー（食塩、野菜、エネルギーが1食あたりの基準を満たすメニュー）や健康サービス（うす味、野菜たっぷり、主食の量の調節等）を提供している施設を登録します。また、県ホームページ等により、協力店の利用促進を図ります。

○ぐんま食育応援企業登録制度〔保健予防課〕

県内の食育活動を応援する企業を募集し、登録します。登録企業には、従業員やその家族、地域への食育の取り組みを進めて頂きます。

3-5 歯科保健活動における食育

健やかで豊かな食生活には、よく噛んで食べることができるよう、むし歯や歯周病を予防し、健全な歯科口腔機能を保持・増進することが重要です。そのため、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進します。

【施策の方向性】

■80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動」などの推進を通じた取組を引き続き進めるとともに、乳幼児期における口腔機能の発達支援や高齢者の口腔機能低下への対応など、各ライフステージに応じた歯科口腔保健分野における食育を推進します。

■市町村保健事業、学校、保育所、幼稚園、認定こども園での歯科保健活動と食育の活動を連動させ、むし歯予防や歯周病予防のための適切な指導、健全な口腔機能に関する情報提供を推進します。

《主な事業例》

○歯科口腔保健に係る普及啓発（保健予防課）

歯と口の健康づくりの重要性や望ましい食生活、噛むことの重要性などの普及啓発を行います。

○オーラルフレイル予防普及促進事業〔保健予防課〕

オーラルフレイルとは、わずかな口腔機能の衰えをいい、要介護状態へ進む要因の一つともいわれています。オーラルフレイルを知り、「自分ごと化」していただくために、舌圧・滑舌などの該当項目のチェック体験を実施します。

○障害児嚥下機能支援事業〔保健予防課〕

小児・障害児の口腔機能に関する諸問題は、摂食嚥下機能の獲得期・発達期に生じることが大きな特徴です。そのため、発達プロセスをしっかりと理解した上で、形態と機能の両面から評価し、口腔機能・嚥下機能の発達を促すような支援が必要になります。そのような支援を、県立小児医療センターにて多職種で連携しながら実施しています。

第4節 生産者と消費者との交流・環境と調和のとれた農業の活性化

現状と今後の方向性

消費者と生産者が互いを意識する機会が少ないことから、生産者と消費者との顔が見える関係の構築等によって、これを改善していくことが求められています。

また、農林水産物の生産現場に対する関心や理解を深めるだけでなく、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深めることが重要となっています。

農林水産物の生産、食品の製造及び流通等の現場は、食育を進めていく上で貴重な場であることから、これを支える農山村コミュニティの活性化が必要となっています。

生産者と消費者との交流の促進、食品ロスの削減、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等が図られるよう、適切な取組を行う必要があります。

取り組むべき施策

4-1 豊かな体験活動・生産者と消費者との交流を通じた食育の推進

子どもを中心として、農林水産物の生産における様々な体験活動の機会を拡大し、食に対する関心と理解を深めることが必要です。

また、グリーン・ツーリズムを通じた都市住民と農林漁業者の交流を促進するため、都市住民への農山村の情報提供と農山村での受入体制の整備等に努めます。

【施策の方向性】

- 本県は、全国でも有数の農産物の生産県であり、その恵まれた環境を活かして、生産者団体や食品関連事業者等による食育活動や食に関する情報提供の取組を推進するとともに、地域の人材を活用した豊かな体験活動を推進します。
- 農林漁業者等が、学校等の教育関係者を始めとした食育を推進する広範な関係者等と連携し、幅広い世代に対して農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供できるよう体制を整備するとともに、活動への支援を行います。
- 県内における体験活動の事例やノウハウ等を提供するなど、生産者団体や食品関連事業者等による様々な取組に関する情報発信を促進します。

《主な事業例》

- グリーン・ツーリズムキャラバンの推進〔農村整備課〕
群馬県のグリーン・ツーリズムを都市住民に向けて広報宣伝するとともに、団体等が行うグリーン・ツーリズムの普及活動に対し支援を行います。
- 地域連携システム整備〔農村整備課〕
グリーン・ツーリズムの実践団体が地域での受入体制を整備するための支援を行います。
- やま・さと応縁隊活動調査〔農村整備課〕
「やま・さと応縁隊」として、県内の大学生等が若い視点と専門性を活かして中山間地域の農業集落と交流を図りながら、地域の活性化に向けて行う取組（地域の魅力を発信）に対し支援を行います。

4-2 地産地消の推進

豊かな農産物を積極的に活用し、地産地消を推進することにより、生産に携わる多くの関係者の努力や苦労を理解し、食への感謝の念を育むとともに、食に関わる地域の風土や文化、様々な産業などへの理解促進につなげていきます。

【施策の方向性】

- 環境への負荷を減らし、食の持続可能性を高めるため、産地や生産者を意識し環境に配慮した農林水産物・食品を選べるよう普及啓発します。
- 地産地消を呼びかけ、ぐんま地産地消推進店等を指定することで、消費者が県産農畜産物を入手できる環境を整えます。
- 保育所給食や学校給食等における地場産物の活用を促進し、子どもたちに郷土愛や感謝の心を育みます。
- 生産者等と学校等の連携やつながりを支援し、地場産物の良さを理解していただくとともに、地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築に努め、地域の農産物の利用拡大を進めます。

《主な事業例》

○地産地消サポート〔ぐんまブランド推進課〕

県産農産物の県内における利用を促進するため、県産農産物やその加工品等を販売又は利用する小売店・旅館・飲食店等を「ぐんま地産地消推進店」として認定し、啓発資材の配布や、関連情報の発信・PR等の支援を行います。

○GUNMA QUALITY活用〔ぐんまブランド推進課〕

ぐんま県産農畜産物統一ロゴマークを県内食品売場で活用することにより、県内の消費者が県産農畜産物へ到達することを容易にし、県産農畜産物の優先的購入・地産地消の推進を促します。

○学校給食地場産農産物利用促進〔ぐんまブランド推進課〕※再掲

学校給食への地場産農産物の利用を促進するために、栄養教諭等の学校給食関係者や食材供給者向けの講演会を開催します。

4-3 食品ロスの削減の推進

我が国では、食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が、国全体で年間約612万トン発生しています(2017年度推計値)。また、2019年10月には「食品ロスの削減に関する法律」が施行されました。

群馬県では2019年12月に、「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』」の一つに、宣言5食品ロス「ゼロ」を掲げ、「MOTTAINAI」(もったいない)の心で食品ロスを無くすことを目標にしています。食品ロス「ゼロ」の実現には、生産から消費までの一連の食の循環を意識しつつ、食品ロスの削減の取組が重要です。

また、環境に配慮した暮らしを築いていくことの大切さについて理解を深めるため、資源循環の推進などの取組を学ぶ機会を提供します。

【施策の方向性】

- 関係部局等が連携し、食品ロスの実態及び取組等を情報交換するとともに、消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践する自覚を形成するため、環境に配慮した食生活の実践に向けた普及啓発を図ります。

《主な事業例》

○食品リサイクルの推進〔ぐんまブランド推進課〕

食品廃棄物の発生抑制及び再利用の促進を図るため、国や市町村と連携して食品関連事業者等への食品リサイクルの普及促進を図ります。

○食品ロス「ゼロ」推進〔気候変動対策課〕

料理の食べきり、食品の使いきり、生ごみの水きりを行う「3きり運動」、食品ロス削減に努める飲食店や旅館・ホテル、食料品小売店を登録し、その取組を推進する「食べきり協力店登録制度」、宴会等における食べ残しの削減を呼びかける「30・10（さんまる・いちまる）運動」の普及促進を図ります。

また、外食時の食べ残しの持ち帰りの普及、賞味期限等が近い食品を無駄なく、おいしく食べる「MOTTAINAIパーティー」や「MOTTAINAIクッキング」の普及、フードバンク活動への支援を通じ、未利用食品の有効活用を図るなど、これらの取組を県民・事業者・市町村と連携し、食品ロス「ゼロ」を実現します。

第5節 食文化の継承のための活動

現状と今後の方向性

我が国は、四季折々の食材に恵まれ、長い年月を経て地域の伝統的な行事や作法と結び付いた食文化が形成され、栄養バランスに優れた「日本型食生活」「和食」は日本人の平均寿命の延びにもつながってきました。

日本人の伝統的な食文化である「和食」は、保護・継承が必要な文化として、平成25年(2013年)12月にユネスコ無形文化遺産に登録されました。

また、生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第5版」では、伝統的な食生活の中には健康的で持続可能な食生活の重要なモデルとなり得るものが数多くあるとして、日本の伝統的な食生活が例示されています。

しかし、ライフスタイルの変化により、家庭で食卓を囲む時間が減少していることや、便利で手軽な食事が増えたことなどにより、代々受け継いできた食文化が失われつつあります。

このため、和食、郷土料理、伝統食材、食事の作法など、伝統的な食文化への関心を高め、食文化の継承のための活動への適切な支援や取組を行う必要があります。

取り組むべき施策

5-1 伝統的な食文化との接点の拡大

地域の食文化を理解し、食材を活かす知恵を守り伝えていこうとする気持ちを育むため、地域に根ざしたボランティア活動等の中で、食文化を継承する活動を推進します。

【施策の方向性】

■地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承するため、地域の食文化に精通した専門家や食生活改善推進員、農業従事者等の人材の協力を得て、地域の料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を理解し、守り伝える活動を推進します。

また、産業界との連携による伝統的な食文化との接点の拡大を検討します。

《主な事業例》

○地域食文化継承事業〔保健予防課〕

専門家や食生活改善推進員等と食文化継承に関する情報交換や課題検討を行い、食文化普及フォーラム等を開催します。また、食文化継承テキストを活用し、家庭や地域において継承されてきた特色ある伝統料理・郷土料理などの食文化を普及します。

さらに、産業界との連携を深め、外食での和食や郷土料理の経験を通じて、家庭への普及に繋げるなど、和食や伝統料理への接点を拡大できるよう検討します。

○食生活改善推進員の活動支援〔保健予防課〕 ※再掲

食生活改善推進員が実施する、食文化継承の視点を取り入れた地区組織活動を支援します。

5-2 学校・保育所等や地域の行事などによる伝承活動

我が国の伝統的な食文化について子どもが早い段階から興味・関心をもって学ぶことができるよう、学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れるとともに、食に関する指導や地域の行事などにおける伝承活動を促進します。

【施策の方向性】

■各地で開催する行事等において、伝統ある食文化、地域の郷土料理や伝統料理等の紹介や体験を盛り込み、これらに触れる機会を提供します。

■学校給食に郷土食を取り入れることで、地域の食文化等についての理解を深めます。

《主な事業例》

○食農教育サポート〔ぐんまブランド推進課〕

県内の「食」「食材」の掘り起こしを行い、それらを作り出す地域農業への理解促進のため、広報媒体を活用して広く情報提供を行います。

○郷土食や地場産物の活用による学校給食の充実〔(教)健康体育課〕※再掲

学校給食に地場産物を活用し、郷土食を取り入れることで、地域の自然・食文化等についての理解を深めることや、地場産物の生産や流通等を理解することにつながります。学校給食が生きた教材となるよう郷土食や地場産物を活用した献立を工夫します。

第6節 食品の安全性、栄養・食生活に関する調査、研究、情報提供

現状と今後の方向性

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら適切に食品を選択していくことが必要であり、そのための適正な情報提供が求められています。

また、食育をより効果的に推進していく上で、各種の資料や情報を収集・分析し、これに立脚しつつ取り組むことが欠かせません。

そのため、食品の安全性、栄養成分等の食品の特徴やその他の食生活に関する調査、研究に関する取組を進め、食に関する適正な情報を SNS など多様な手段で発信することが重要です。

取り組むべき施策

6-1 消費者の食の選択を支援する食品安全や食品表示等の情報発信の強化

食品の安全性と信頼性を確保するため、農産物や加工食品の生産・加工から消費に至る過程における監視・指導を徹底するとともに、その結果について正確でわかりやすい情報提供に努めます。

また、食品安全に関する関心と理解をより一層深めるために、必要な情報を容易に入手することができるよう、総合的な情報提供を進めます。

食品の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保することができるよう、食品表示の適正化及び理解促進に取り組めます。

【施策の方向性】

- 県民自らが食品の安全性について基礎的な知識を持ち、適切に食品を選択できるよう、食の安全・安心に関わる幅広い情報をきめ細かに提供するための仕組みづくりを進めます。
- 食品表示は、食品を選択する際の重要な情報源であるため、消費者が食品表示を正しく理解できるように食品表示制度について積極的に周知を図っていきます。

《主な事業例》

- 食の安全に関する情報紙等の発行〔食品・生活衛生課〕
情報紙「ぐんま食の安全情報」を始め、食の安全に関する様々な情報紙等を発行し、消費者の知識習得を支援します。
- インターネットによる情報提供〔食品・生活衛生課〕
ホームページ「ぐんま食の安全・安心インフォメーション」や、「ぐんま食の安全情報公式 Facebook」、YouTube の tsulunoz チャンネルからの動画配信等、インターネットの活用により、消費者に対して、食の安全に関する情報を、迅速かつわかりやすく提供します。
- 新 わかる!役立つ!食品表示(動画)の公開〔食品・生活衛生課〕
消費者が食品表示に関する知識を習得し、食品表示への理解を深めることを目的として、平成 27 年度に作成した動画について、その後の制度改正等を中心に内容を見直して公開します。

- 「ググッと役立つ食品表示ガイド（WEB版）」の公開〔食品・生活衛生課〕
新制度や食品表示のしくみを解説するだけでなく、群馬県産のおすすめ食材を紹介する食品表示ガイドをホームページに公開します。
- 食品表示セミナーの開催〔食品・生活衛生課〕
消費者を対象とした食品表示についての理解促進のためのセミナーを新たな日常を踏まえて開催します。
- 食品表示ナビゲーション（動画）の公開〔食品・生活衛生課〕
新しい表示ルールに沿った適正表示の円滑な導入について事業者を支援するとともに、食品表示に関して、基礎的知識のある消費者も、より理解を深めることができる映像教材を公開します。
- 調理師研修会〔食品・生活衛生課〕
飲食店や給食施設において調理業務に従事する調理師を対象に、食品衛生及び県民の健康づくりに配慮した食事等を提供するための知識、技能を専門的な立場から学ぶことで、県民の食生活の向上に資することを目的として、研修会を開催します。

6-2 リスクコミュニケーションの推進

食品の安全に関する県民の知識と理解を深めるため、消費者、生産者、食品関連事業者、専門家等の関係者が連携しつつ、情報共有・意見交換を行うリスクコミュニケーションを新たな日常を踏まえて積極的に推進します。

【施策の方向性】

- 食品の安全性に関する様々な情報を入手できるよう、新たな日常を踏まえて、セミナーやパンフレット、ホームページ等を通じてわかりやすい形で情報提供や意見交換を実施します。
- 消費者に、食品の生産から消費までの各段階の安全性確保の仕組みや事業者の取組、食品流通の過程を知る機会を提供し、相互理解を促進します。

《主な事業例》

- リスクコミュニケーション事業〔食品・生活衛生課〕
食の安全に関する県民の理解促進を図るため、新たな日常を踏まえて、引き続き、リスクコミュニケーション事業を実施します。
- 食の現場公開事業〔食品・生活衛生課〕
消費者が農場、食品工場、流通企業等の食の現場を訪問し、直接交流することにより、食の安全について学習する機会を提供します。
- 食の安全理解促進事業〔食品・生活衛生課〕
県内の大学と連携を図り、食の現場を通じて、大学生、企業、行政間で食の安全に関する意見交換を行い理解促進を図ります。

6-3 実態調査の実施と活用

エビデンスに基づいた食育を推進するため、県民健康・栄養調査や食品の安全等に関する県民意識調査等を実施し、食育推進の基礎的なデータとして、その成果を活用していきます。

【施策の方向性】

■計画の進捗状況及び目標指標の評価を行い、その評価に基づき施策展開の見直し、改善を図ることが重要です。また、経年的な推移を注視することも必要であり、これまで経年的に実施してきた実態調査を継続して実施していきます。

■食に関する消費者の意識や食生活の実態等について調査及び分析を行い、その結果を広く公表するとともに、活用を図ります。

■肥満や糖尿病等の生活習慣病を効果的に予防するためには、食生活や栄養と健康に関する科学的根拠の蓄積が必要であることから、様々な分野にわたるデータの総合的な情報収集や解析等を推進し、その成果を公表するとともに、活用を図ります。

《主な事業例》

○食品の安全等に関する県民意識調査〔食品・生活衛生課〕

食品安全等に関する県民意識を的確に把握し、計画の評価及び次期計画の策定等の基礎資料とすることを目的に実施します。

○県民健康・栄養調査〔保健予防課〕

県民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、県民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために、調査を実施します。

第7節 食育推進運動の展開と社会環境づくり

現状と今後の方向性

食育については、これまで、毎年6月の食育月間及び毎月19日のいただきますの日（食育の日）を中心に、多様な関係者がそれぞれの立場から取り組み、推進されてきました。

また、全ての市町村で食育推進計画が策定されたこと等により、地域における食育推進体制が整備され、食育活動を支える体制が充実しました。

しかしながら、食育への関心度は第3次計画策定時とほぼ横ばいであり、食育への関心が低い層にも更なる充実が必要です。

今後とも、関係団体、企業、ボランティア等関係者が主体的かつ多様に連携・協力を図り、全県的な食育推進運動が展開され、県民が自然に健康的な食生活を実践できるよう、適切な取組を行う必要があります。

さらに、食育の推進に関して、メディアやインターネット等を通じた県民への働きかけを積極的に行い、関係団体、企業、地域等への周知を図ります。

取り組むべき施策

7-1 食育推進運動の展開における連携・協力体制の確立

食育推進運動の展開に当たっては、多様な主体による取組を促すとともに、食育を推進する関係団体、企業、ボランティア等に広範かつ横断的な連携・協力を呼びかけ、関係者相互の情報及び意見の交換が促進されるよう、連携・協力体制を確立します。

一人でも多くの県民が、食育に関する活動を自ら実践できるよう、ライフステージに応じた具体的な実践や活動を提示して理解の増進を図り、継続的に食育推進運動を展開します。

【施策の方向性】

- 県全体及び各地域の状況に応じた食育推進の取組充実のため、市町村、関係機関・団体等との連携・協力体制の強化を図ります。
- 食品関連事業者等が消費者に対して、商品やメニュー等食に関する情報提供、工場・店舗の見学、調理体験、農林漁業体験、出前授業の開催等多様な取組を行うよう連携を図ります。
- 食生活改善推進員を始めとした各種ボランティアの草の根活動としての食育活動が、NPOや学校等と連携・協働して展開されるよう支援します。

《主な事業例》

- 元気県ぐんま推進会議〔保健予防課〕
学識経験者や関係団体等により構成される本会議において、健康増進施策や地域・職域連携施策と併せて食育推進について協議し、県民の健康づくり対策を一体的、総合的に推進します。
- 食育推進会議〔保健予防課〕
県内の食育に関係する様々な団体で構成する食育推進会議の団体同士の連携を強化するとともに、構成団体が実施する食育活動の情報提供を行います。
- 地域食育ネットワーク会議〔保健予防課〕
県内の5つのブロック毎に、保健福祉事務所を中心に地域食育ネットワーク会議

を開催し、各地域の実情に応じた食育活動の情報共有を行います。

○ぐんま食育応援企業登録制度〔保健予防課〕 ※再掲

県内の食育活動を応援する企業を募集し、登録します。登録企業には、従業員やその家族、地域への食育の取り組みを進めて頂きます。

○食育推進リーダーの活動支援〔保健予防課〕

地域の食育を推進するため、食育推進リーダーが行う料理講習会や研修会等の活動を支援します。

7-2 市町村と一体となった食育推進運動の展開

全ての市町村において、食育に関する取組の充実が図られるよう、地域の特性を勘案し、各市町村における食育推進計画に基づく取組を支援します。

【施策の方向性】

■毎年6月の「食育月間」においては、市町村、関係機関や団体等との緊密な連携・協力を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施します。

県民の食育に対する理解が深まるよう食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図ります。

■市町村を対象とした食育推進研修会の開催等を通じて、情報提供を行うとともに、市町村との意見交換や情報共有を推進します。

《主な事業例》

○地域食育連携促進事業〔保健予防課〕

地域の特性を生かした食育実践活動を推進するために、県内5ブロック毎の地域食育ネットワーク会議等に関わる多様な関係者が特性や立場を活かしつつ、保健福祉事務所が中心となり連携・協働した事業を実施します。

○市町村食育推進研修会〔保健予防課〕

市町村が地域の特性等を踏まえて策定した食育推進計画の推進を支援するため、市町村食育推進研修会を開催します。

7-3 優良取組事例の発信

県内各地において食育推進活動を促進するため、優れた食育活動を広く情報提供し、食育推進活動の一層の促進を図ります。

【施策の方向性】

■民間団体や関連事業者等の関係者が自発的に行う活動が地域で積極的に展開されるよう、関係者間の情報共有を促進するとともに、優れた活動を奨励するため、食育活動に対する表彰を行います。

《主な事業例》

○食育推進活動優良表彰〔保健予防課〕

県内で食育の推進に貢献する優れた活動を行っている個人、団体を表彰します。また、優良活動事例集を作成し、ホームページ等で広く紹介します。

7-4 感染症に対応した新たな日常やデジタル化の推進

感染症予防のための行動変化に伴う食生活の多様化に則した施策を推進します。

研修会等の開催や普及啓発に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策や参加者の利便性等に配慮し、デジタル化を推進します。

【施策の方向性】

- 在宅時間を活用した食育を推進します。
- 産業界と連携し、外食産業（飲食店）に加え中食産業（惣菜店、スーパーマーケット）においても、健康な食事提供の取組を推進します。
- 毎月19日の「いただきますの日」の提唱を通して、「食への感謝の気持ち」が実践的なものになるよう普及啓発を行うとともに、感染症拡大防止に配慮し、密閉・密集・密接を避けながら、家族や友人と一緒に食事をする「共食」の取組を推進します。

《主な事業例》

- 様々な広報媒体による啓発〔保健予防課〕
働き方や暮らし方の変化により、自宅で料理や食事をすることも増えているため、様々な広報媒体を活用し、食に関する意識を高めるための啓発を行います。
- 健康づくり協力店推進〔保健予防課〕 ※再掲
食を通じた健康づくりを推進するため、飲食店、事業所給食施設、小売業等販売店舗を対象に、健康メニュー（食塩、野菜、エネルギーが1食あたりの基準を満たすメニュー）や健康サービス（うす味、野菜たっぷり、主食の量の調節等）を提供している施設を登録します。また、県ホームページ等により、協力店の利用促進を図ります。
- 「いただきますの日」の推進〔保健予防課〕 ※再掲
家族形態や生活スタイルが多様化する中、家族や友人と食事を一緒に食べる「共食」の役割を再認識するために、毎月19日を「いただきますの日」として、普及します。
- 会議や研修会等のデジタル化の促進〔保健予防課〕
各会議や研修会については、対象者の状況に応じオンライン開催、動画配信等の工夫により、感染症対策と参加者の利便性の向上に努め、食育を推進します。

第5章 数値目標・事業指標

第1節 数値目標設定の考え方

第3次計画の目標の達成状況や、群馬県が目指す食育の方向を踏まえ、①目標を達成しておらず、引き続き目指すべき目標、②目標は達成したが、一層推進を目指すべき目標、③新たに設定する必要がある目標を設定します。

第2節 食育の推進に当たっての具体的な目標

- (1) 県民の健康寿命を延ばす
- (2) 食育に関心を持っている県民を増やす
- (3) 朝食を欠食する県民を減らす
- (4) 朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数を増やす
- (5) 食育の指針や計画を定め、食農体験学習をしている保育所等を増やす
- (6) 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす
- (7) 学校給食等における地場産物の活用を増やす
- (8) 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- (9) 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす
- (10) ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす
- (11) 産地や生産者を意識して食品を選ぶ県民を増やす
- (12) 環境に配慮し、食品ロス削減のための行動を実践している県民を増やす
- (13) 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす
- (14) 食品の安全性等に関する基礎的な知識を持ち、安全な食生活を実践する県民を増やす
- (15) 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす

■数値目標一覧

取組の成果を検証するため、令和7年度までに達成する数値目標を設定しています。

具体的な目標			
目標番号	目標項目	現状値(年次)	目標値(令和7年度)
1 県民の健康寿命を延ばす			
①	健康寿命 男性	72.07年(H28)	73.19年
②	健康寿命 女性	75.20年(H28)	76.32年
2 食育に関心を持っている県民を増やす			
③	食育に関心を持っている県民の割合	78.0%(H30)	90%以上
3 朝食を欠食する県民を減らす			
④	朝食を全く食べない小学生の割合	0.9%(R1)	0%
⑤	朝食を全く食べない中学生の割合	1.4%(R1)	0%
⑥	朝食をほとんどを食べない若い世代の割合 男性	13.2%(H30)	10%以下
⑦	朝食をほとんどを食べない若い世代の割合 女性	5.7%(H30)	10%以下
4 朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
⑧	朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数	9.6回/週(H30)	11回以上/週
5 食育の指針や計画を定め、食農体験学習をしている保育所等を増やす			
⑨	食農体験学習をしている幼稚園の割合	93.8%(H30)	100%
⑩	食農体験学習をしている保育所の割合	93.9%(H30)	100%
⑪	食農体験学習をしている認定こども園の割合	95.5%(H30)	100%
⑫	食育の指針や計画を定めている幼稚園の割合	59.4%(H30)	100%
⑬	食育の指針や計画を定めている保育所の割合	96.8%(H30)	100%
⑭	食育の指針や計画を定めている認定こども園の割合	89.9%(H30)	100%
6 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす			
⑮	食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合	77.6%(R1)	80%以上
7 学校給食等における地場産物の活用を増やす			
⑯	栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数	—	月12回以上
⑰	学校給食における県産食材利用割合(金額ベース)	54.9%(R1)	維持
⑱	学校給食における物資選定委員会設置割合	93.5%(R1)	100%
8 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			
⑲	地域で共食したいと思う人が共食する割合	72.6%(H28)	70%以上
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす			
⑳	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.6%(H30)	40%以上
㉑	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合	39.4%(H30)	40%以上
㉒	食塩摂取量の平均値	9.9g(H28)	8g
㉓	野菜摂取量の平均値	274.5g(H28)	350g
㉔	果物摂取量100g未満の者の割合	59.6%(H28)	30%以下
㉕	適正体重の男性の割合	64.5%(H28)	66.5%以上
㉖	適正体重の女性の割合	63.3%(H28)	65.3%以上
10 ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす			
㉗	ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合	45.8%(H30)	55%以上
11 産地や生産者を意識して食品を選ぶ県民を増やす			
㉘	ぐんま産地産物推進優良店の認定数	69店舗(R1)	100店舗
㉙	地場産物の購入を実践している県民の割合	37.2%(H30)	50%以上
12 環境に配慮し、食品ロス削減のための行動を実践している県民を増やす			
㉚	食べ残しや食品の廃棄の削減を実践している県民の割合	44.5%(H30)	50%以上
13 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす			
㉛	郷土料理や、伝統料理などを知っている若い世代の割合	38.5%(H30)	50%以上
㉜	郷土料理や、伝統料理などを知っている県民の割合	47.2%(H30)	60%以上
14 食品の安全性等に関する基礎的な知識を持ち、安全な食生活を実践する県民を増やす			
㉝	「食中毒予防の三原則」を知っている県民の割合	59.6%(H30)	70%以上(R6)
㉞	リスクコミュニケーション事業参加者の理解度	79.5%(H30)	80%以上(R6)
㉟	エネルギー等の栄養成分表示の見方を知っている県民の割合	73.4%(H30)	75%以上
15 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
㊱	食育の推進に関わるボランティア数	7,842人(H30)	維持

■事業指標一覧

実施した施策・事業の進捗状況を確認するために指標項目を設定しています。

指標番号	指標項目	現状値 (令和元年度)
1	おやこの食育教室の開催	161回/年
2	おやこの食育教室の参加者	3401人/年
3	本県のオリジナル食育教材の種類	11種類
4	妊産婦のための食育支援研修会の開催	1回/年
5	保育充実促進費補助施設	164施設
6	給食施設栄養管理講習会の開催	3.3回/年平均
7	学校における食育推進のための各種会議・研修会の開催	2回/年
8	郷土食や地場産物等を活用した献立についての研修会の開催	1回/年
9	学校給食ぐんまの日における「郷土食」を提供する学校給食施設	176施設
10	保育士等に対する研修会の開催	3回/年
11	スポーツ栄養のための人材育成事業の実施	1回/年
12	行政栄養士等地域保健研修会の開催	1回/年
13	特定健診・保健指導に係る人材育成研修会の開催	6回/年
14	食育推進リーダースキルアップ研修会の開催	3回/年
15	高齢者ための食育支援研修会の開催	1回/年
16	若い世代食育推進協議会の開催	7回/年
17	健康情報ステーション設置数	643施設
18	「健康づくり協力店」店舗数	582施設
19	ぐんまちゃんの食べきり協力店の登録店舗数	451店舗
20	地域食文化継承事業の実施	1回/年
21	食の安全に関する情報紙等の発行回数	12回/年(H30)
22	消費者を対象とした食品表示セミナー開催数	3回/年(H30)
23	リスクコミュニケーション事業年間参加人数	2,784人/年(H30)
24	県民健康・栄養調査の実施	H28年度
25	食品の安全等に関する県民意識調査の実施	H30年度
26	ぐんま食育応援企業との連携イベントの開催	1回/年
27	ぐんま食育応援企業登録数	126件
28	食育推進会議の開催	2回/年
29	地域食育連携促進事業（市町村食育支援事業）	各2回/5地区